

おいて準用する場合を含む。」)を
「第十三条第二項(第十五条第三項
において準用する場合を含む。)又は
第一十三条の二(第二項)」に改める。

第五十七条中「二万円以下」を「五
万円以下」に改め、同条第一号中「第
六条第一項」の下に「第十九条第二
項」を加える。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算
して三月をこえない範囲内におい
て政令で定める日から施行する。

2 鉱業法(昭和二十五年法律第二
百八十九号)の一部を次のように
改正する。
第五十五条第六号及び第八十三
条第一項第五号中「又は第二十四
条」を「、第二十四条又は第二十四
条の二」に改める。

理 由

最近における鉱山の保安の状況に
かんがみ、鉱山における鉱業権者の
使用者以外の者の従事する作業に関
する規制、罰則の整備等鉱山の保安
を確保するための措置を講ずる必要
がある。これが、この法律案を提出
する理由である。

次に、本法律案の要旨を御説明申し
上げます。

○森(清)政府委員 今回提出いたしま
した鉱山保安法の一部を改正する法律
案につきまして、その提案理由及び要
旨を御説明申し上げます。

鉱山保安法が昭和二十四年に施行さ
れまして以来、すでに約十三年を経過
し、この間において、鉱山の保安の状
況は、漸次改善され、鉱山災害は、減
少の傾向にありましたが、最近におき
まして、特に石炭鉱山において、御承
認する重要な事項についての諮問機関で
あり、鉱山の保安の確保のためには、
これが積極的に運用されることが肝要

知のよろな重大災害が発生いたしま
して多くの罹災者を生じましたことは、
政府としてまことに遺憾とするところ
でございます。

これがたま、政府におきましては、
昨年五月閣議決定をもつて鉱山保安對
策を強力に推進することとし、保安監
督の強化、保安施設等の設置について
の融資及び補助、石炭鉱山保安臨時措
置法による措置等を講じて参っている

次第であります。

特に鉱山保安に関する法規につきま
しては、さきの国会の御決議にもござ
いましたように、鉱山における保安の
確保の基礎をなすものであります。

いましたように、鉱山における保安の
確保の基礎をなすものであります。

改正の第二は、鉱業権者がその使用人
以外の者を鉱山の作業に従事させる
場合の規制であります。

近年、鉱業権者がその使用人以外の
者を鉱山における作業に従事させる事
例が増加しており、このようないわゆ
る請負作業におきましては、その性質
上鉱業権者の保安のための指揮が必ず
しも徹底していない面もあり、災害發
生の可能性を高からしめております。

鉱山保安協議会において慎重審議を行
なって参つたのであります。このた
め、当協議会においてすみやかに、
法改正を要するものとして結論を見た
ので、これに基づいてここにこの法律
案を提出することとした次第であります。

以上がこの法律案の提案理由及び要
旨であります。その他の点に関する
事項について中間答申がなされました
ので、これに基づいてここにこの法律
案を提出することとした次第であります。

改正の第一は、鉱山保安監督局長また
は部長は、保安管理の面その他届
出にかかる事項のうち、保安上不適
当と認めるものについて必要な変更を
命ずることができるものとして、作業
の安全を期した次第であります。

改正の第二は、鉱山保安協議会につ
いての改正であります。

改正の第三は、鉱山保安協議会につ
いては鉱山保安法の改正につきましては、今
後における中央鉱山保安協議会の審議
の結果及び現在検討中の鉱業法の改正
の内容等を勘案して、慎重に検討を進
めて参る所存であります。

何とぞ、御審議の上御賛同下さるよ
う切に希望いたす次第でござります。

○有田委員長 これにて提案理由の説
明は終わりました。

本案に対する質疑は、後日に譲ること
といたします。

〔速記中止〕

午前十一時四分休憩

でありますので、少なくとも、通商産
業大臣、鉱山保安監督局長または部長
の鉱業権者に対する保安に関する命令
等の特に保安に関する重要事項につき
ましては、鉱業権者がその内容を保安
委員会に通知しなければならないこと
として、保安委員会においてこれらに
関する改善対策等がその議題となるよ
う措置したものであります。

改正の第三は、鉱業権者がその使用人
以外の者を鉱山の作業に従事させる
場合の規制であります。

改正により、この改正により罰則を強
化するとともに、鉱山保安法規に違反
した鉱業権者に対するは、鉱山保安監
督局長または部長が鉱業の停止を命ず
ることができるとして、鉱山保安法規の一
そらの順守を促すこととした

のであります。

鉱山保安の確保の基本は、鉱山保安
法規の順守にあることは、もちろんで
あります。このためには、鉱業権者、
鉱山労働者の雇用安定に関する臨時措
置法を議題として、まず提案者に

基づいた順法意識の自発的な高揚を
はかることが肝要であることはもとよ
りであります。法規違反により生ずる
鉱山の災害の人命等に対する影響の
重大性にかんがみまして、法の面にお
きましても、この改正により罰則を強
化するとともに、鉱山保安法規に違反
した鉱業権者に対するは、鉱山保安監
督局長または部長が鉱業の停止を命ず
ることができるとして、鉱山保安法規の一
そらの順守を促すこととした

のであります。

鉱山保安の確保の基本は、鉱山保安
法規の順守にあることは、もちろんで
あります。このためには、鉱業権者、
鉱山労働者の雇用安定に関する臨時措
置法を議題として、まず提案者に

改正の第四は、罰則の強化等法規の
順守を確保するための規制を強化した
ことであります。

一君外二名提出、石炭鉱業安定法案及
び炭鉱労働者の雇用安定に関する臨時
措置法案を議題として、まず提案者に

基づいた順法意識の自発的な高揚を
はかることが肝要であることはもとよ
りであります。

鉱山保安の確保の基本は、鉱山保安
法規の順守にあることは、もちろんで
あります。このためには、鉱業権者、
鉱山労働者の雇用安定に関する臨時措
置法を議題として、まず提案者に

基づいた順法意識の自発的な高揚を
はかることが肝要であることはもとよ
りであります。

○有田委員長 休憩前に引き続き会議
を開きます。

昨十二日付託になりました勝間田清
一君外二名提出、石炭鉱業安定法案及
び炭鉱労働者の雇用安定に関する臨時
措置法案を議題として、まず提案者に

提案理由の説明を求めます。勝間田清
一君。

石炭鉱業安定法案

第一章 石炭鉱業安定法

第二章 石炭鉱業安定計画(第四
条—第七条)

第三章 未開発炭田の開発(第八
条—第十五条)

第四章 石炭鉱業開発株式会社
(第十六条—第二十三条)

第五章 掘採権及び鉱区の整理統
合並びに坑口の開設等の
制限(第三十四条—第三
十八条)

第六章 需給の安定(第三十九
条—第四十七条)

第七章 石炭販売公团(第五
条—第五十五条)

第八節 役員及び職員(第五十
九条—第八十条)

第九節 財務及び会計(第六十
一条—第六十六条)

第十節 監督(第八十二条—第
八十二条)

第十一節 総則(第四十八条—第
五十五条)

第十二節 第二節 役員及び職員(第五十
九条—第八十条)

第十三節 業務(第六十七条—第六
十六条)

第十四節 財務及び会計(第六十
一条—第六十六条)

第十五節 監督(第八十二条—第
八十二条)

第十六節 第二節 役員及び職員(第五十
九条—第八十条)

第十七節 業務(第六十七条—第六
十六条)

第十八節 財務及び会計(第六十
一条—第六十六条)

第十九節 監督(第八十二条—第
八十二条)

第二十節 第二節 役員及び職員(第五十
九条—第八十条)

第二十一節 業務(第六十七条—第六
十六条)

第二十二節 財務及び会計(第六十
一条—第六十六条)

第二十三節 監督(第八十二条—第
八十二条)

第二十四節 第二節 役員及び職員(第五十
九条—第八十条)

第二十五節 業務(第六十七条—第六
十六条)

第二十六節 財務及び会計(第六十
一条—第六十六条)

第八章 石炭鉱業補償事業団

第一節 総則(第八十四条・第八十五条)

第二節 役員及び職員(第八十一条)

第三節 業務(第九十条・第一百四十四条)

第四節 鉱害賠償に関する裁定(第一百五十五条)

第五節 監督(第一百四十六条)

第六章 石炭鉱業安定会議(第一百五十七条)

第七章 細則(第一百二十八条)

第八章 特別規定(第一百三十八条)

附則

第一章 総則

第一条 この法律は、石炭鉱業の基幹産業としての重要性にかんがみ、石炭鉱業の継続的安定の実現を期するには、石炭の生産の近代化を推進するとともに流通機構を整備してその価格の低下を図り、その需要を拡大することが最も緊要であると認めて、これらを実現するための諸措置を実施することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律で「鉱業権」、「探査権」又は「租鉱権」とは、石炭を目的とする鉱業権、探査権又は租鉱権をいい、「鉱業権者」、「探査権者」又は「租鉱権者」とは、石炭を目的とする者をいい、「鉱区」又は「租鉱区」とは、石炭を目的とする

る鉱業権又は租鉱権の鉱区又は租鉱区をいう。

(行為の効力の承継)

第三条 この法律の規定(第三十五条第一項及び第二項を除く。以下この条において同じ。)によつてした処分及び鉱業権者、租鉱権者又は関係人がこの法律の規定によつてした手続その他の行為は、これらの者の承継人に対しても、その効力を有する。

2 この法律の規定によつてした処分及び探査権者がこの法律の規定によつてした手続その他の行為は、租鉱権の設定又は租鉱区の増加があつたときは、租鉱権の範囲内において、租鉱権者に対しても、その効力を有する。

3 この法律の規定によつてした処分及び租鉱権者がこの法律の規定によつてした手続その他の行為は、租鉱権の消滅又は租鉱区の減少があつたときは、探査権の範囲内において探査権者に対しても、その効力を有する。ただし、探査権の消滅による租鉱権の消滅の場合には、この限りでない。

4 通商産業大臣は、第一項の規定により基本計画を定めたときは、数量を附記するものとする。

5 通商産業大臣は、基本計画を定めるに際し、第二項第七号の規定する事項については、労働大臣と協議しなければならない。

6 石炭需給の安定に関する事項

7 石炭鉱業における雇用の安定に関する事項

8 その他石炭鉱業の安定に関する重要な事項

9 前項第一号の石炭の生産数量の目標を定めるに当たつては、同項第二号の諸目標を達成すべき生産

数量を附記するものとする。

10 通商産業大臣は、第一項の規定により基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

11 第二項第七号の規定する事項については、労働大臣と協議しなければならない。

12 前項の規定による指定は、告示により行なう。

(土地の立入り)

13 第九条 通商産業大臣は、前条第一項の規定する調査のため必要があるときは、その職員は、その土地に立ち入らせることができる。

14 第十一条 第九条第一項の規定により他人の土地に立ち入る職員は、調査のためやむを得ない必要があるときは、その職員は、その土地に立ち入らせることができる。

15 第十二条 土地の占有者は、正当な理由によつて損失を生じたときは、損害を受けた者に対し、これを補償しなければならない。

16 第十三条 土地の占有者は、正当な理由によつて立入りを拒み、又は妨げなければならない。

17 第十四条 土地の占有者は、正当な理由によつて立入りを拒み、又は妨げなければならない。

18 第十五条 土地の占有者は、正当な理由によつて立入りを拒み、又は妨げなければならない。

19 第十六条 土地の占有者は、正当な理由によつて立入りを拒み、又は妨げなければならない。

20 第十七条 土地の占有者は、正当な理由によつて立入りを拒み、又は妨げなければならない。

二 当該基本計画の最終年度における石炭の生産能力、生産費その他の石炭鉱業の近代化の目標

三 未開発炭田の開発に関する事項

四 工事の種類、費用の額その他の石炭鉱業の近代化のため実施すべき工事に関する事項

五 石炭鉱業の近代化のため実施すべき工事に必要な探査権又は鉱区の整理統合に関する事項

六 石炭需給の安定に関する事項

七 石炭鉱業における雇用の安定に関する事項

八 その他の石炭鉱業の安定に関する重要な事項

九 前項第一号の石炭の生産数量の目標を定めるに当たつては、同項第二号の諸目標を達成すべき生産

数量を附記するものとする。

10 通商産業大臣は、第一項の規定により基本計画を定めたときは、金の確保に努めるものとする。

11 第三条 未開発炭田の開発(資金の確保)

12 第四条 第三項から第五項までの規定は、前項の場合に準用する。

13 第七条 政府は、実施計画に定める

14 第八条 通商産業大臣は、石炭の鉱床の状態、地質の状態その他の自然条件及び立地条件に関する調査の結果に基づき、石炭鉱業安定会議の意見を聞いて、石炭資源の開発が十分に行なわれていない地域

15 第九条 土地の占有者は、正当な理由によつて立入りを拒み、又は妨げなければならない。

16 第十条 土地の占有者は、正当な理由によつて立入りを拒み、又は妨げなければならない。

17 第十一条 土地の占有者は、正当な理由によつて立入りを拒み、又は妨げなければならない。

18 第十二条 土地の占有者は、正当な理由によつて立入りを拒み、又は妨げなければならない。

19 第十三条 土地の占有者は、正当な理由によつて立入りを拒み、又は妨げなければならない。

20 第十四条 土地の占有者は、正当な理由によつて立入りを拒み、又は妨げなければならない。

21 第十五条 土地の占有者は、正当な理由によつて立入りを拒み、又は妨げなければならない。

22 第十六条 土地の占有者は、正当な理由によつて立入りを拒み、又は妨げなければならない。

23 第十七条 土地の占有者は、正当な理由によつて立入りを拒み、又は妨げなければならない。

24 第十八条 土地の占有者は、正当な理由によつて立入りを拒み、又は妨げなければならない。

25 第十九条 土地の占有者は、正当な理由によつて立入りを拒み、又は妨げなければならない。

26 第二十条 土地の占有者は、正当な理由によつて立入りを拒み、又は妨げなければならない。

27 第二十一条 土地の占有者は、正当な理由によつて立入りを拒み、又は妨げなければならない。

28 第二十二条 土地の占有者は、正当な理由によつて立入りを拒み、又は妨げなければならない。

29 第二十三条 土地の占有者は、正当な理由によつて立入りを拒み、又は妨げなければならない。

(計画の変更)

第六条 通商産業大臣は、石炭の生産条件その他経済事情の著しい変動のため特に必要があるときは、石炭鉱業安定会議の意見を聞いて、基本計画又は実施計画を変更しなければならない。

第七条 第四条第三項から第五項までの規定は、前項の場合に準用する。

第八条 通商産業大臣は、石炭の生産条件その他経済事情の著しい変動のため特に必要があるときは、石炭鉱業安定会議の意見を聞いて、基本計画又は実施計画を変更しなければならない。

第九条 通商産業大臣は、石炭の生産条件その他経済事情の著しい変動のため特に必要があるときは、石炭鉱業安定会議の意見を聞いて、基本計画又は実施計画を変更しなければならない。

第十条 通商産業大臣は、石炭の生産条件その他経済事情の著しい変動のため特に必要があるときは、石炭鉱業安定会議の意見を聞いて、基本計画又は実施計画を変更しなければならない。

第十一 条 通商産業大臣は、石炭の生産条件その他経済事情の著しい変動のため特に必要があるときは、石炭鉱業安定会議の意見を聞いて、基本計画又は実施計画を変更しなければならない。

第十二 条 通商産業大臣は、石炭の生産条件その他経済事情の著しい変動のため特に必要があるときは、石炭鉱業安定会議の意見を聞いて、基本計画又は実施計画を変更しなければならない。

第十三 条 通商産業大臣は、石炭の生産条件その他経済事情の著しい変動のため特に必要があるときは、石炭鉱業安定会議の意見を聞いて、基本計画又は実施計画を変更しなければならない。

第十四 条 通商産業大臣は、石炭の生産条件その他経済事情の著しい変動のため特に必要があるときは、石炭鉱業安定会議の意見を聞いて、基本計画又は実施計画を変更しなければならない。

第十五 条 通商産業大臣は、石炭の生産条件その他経済事情の著しい変動のため特に必要があるときは、石炭鉱業安定会議の意見を聞いて、基本計画又は実施計画を変更しなければならない。

第十六 条 通商産業大臣は、石炭の生産条件その他経済事情の著しい変動のため特に必要があるときは、石炭鉱業安定会議の意見を聞いて、基本計画又は実施計画を変更しなければならない。

第十七 条 通商産業大臣は、石炭の生産条件その他絏済事情の著しい変動のため特に必要があるときは、石炭鉱業安定会議の意見を聞いて、基本計画又は実施計画を変更しなければならない。

第十八 条 通商産業大臣は、石炭の生産条件その他絏済事情の著しい変動のため特に必要があるときは、石炭鉱業安定会議の意見を聞いて、基本計画又は実施計画を変更しなければならない。

第十九 条 通商産業大臣は、石炭の生産条件その他絏済事情の著しい変動のため特に必要があるときは、石炭鉱業安定会議の意見を聞いて、基本計画又は実施計画を変更しなければならない。

第二十 条 通商産業大臣は、石炭の生産条件その他絏済事情の著しい変動のため特に必要があるときは、石炭鉱業安定会議の意見を聞いて、基本計画又は実施計画を変更しなければならない。

第二十一 条 通商産業大臣は、石炭の生産条件その他絏済事情の著しい変動のため特に必要があるときは、石炭鉱業安定会議の意見を聞いて、基本計画又は実施計画を変更しなければならない。

第二十二 条 通商産業大臣は、石炭の生産条件その他絏済事情の著しい変動のため特に必要があるときは、石炭鉱業安定会議の意見を聞いて、基本計画又は実施計画を変更しなければならない。

第二十三 条 通商産業大臣は、石炭の生産条件その他絏済事情の著しい変動のため特に必要があるときは、石炭鉱業安定会議の意見を聞いて、基本計画又は実施計画を変更しなければならない。

第二十四 条 通商産業大臣は、石炭の生産条件その他絏済事情の著しい変動のため特に必要があるときは、石炭鉱業安定会議の意見を聞いて、基本計画又は実施計画を変更しなければならない。

第二十五 条 通商産業大臣は、石炭の生産条件その他絏済事情の著しい変動のため特に必要があるときは、石炭鉱業安定会議の意見を聞いて、基本計画又は実施計画を変更しなければならない。

第二十六 条 通商産業大臣は、石炭の生産条件その他絏済事情の著しい変動のため特に必要があるときは、石炭鉱業安定会議の意見を聞いて、基本計画又は実施計画を変更しなければならない。

第二十七 条 通商産業大臣は、石炭の生産条件その他絏済事情の著しい変動のため特に必要があるときは、石炭鉱業安定会議の意見を聞いて、基本計画又は実施計画を変更しなければならない。

第二十八 条 通商産業大臣は、石炭の生産条件その他絏済事情の著しい変動のため特に必要があるときは、石炭鉱業安定会議の意見を聞いて、基本計画又は実施計画を変更しなければならない。

第二十九 条 通商産業大臣は、石炭の生産条件その他絏済事情の著しい変動のため特に必要があるときは、石炭鉱業安定会議の意見を聞いて、基本計画又は実施計画を変更しなければならない。

第三十 条 通商産業大臣は、石炭の生産条件その他絏済事情の著しい変動のため特に必要があるときは、石炭鉱業安定会議の意見を聞いて、基本計画又は実施計画を変更しなければならない。

第三十一 条 通商産業大臣は、石炭の生産条件その他絏済事情の著しい変動のため特に必要があるときは、石炭鉱業安定会議の意見を聞いて、基本計画又は実施計画を変更しなければならない。

第三十二 条 通商産業大臣は、石炭の生産条件その他絏済事情の著しい変動のため特に必要があるときは、石炭鉱業安定会議の意見を聞いて、基本計画又は実施計画を変更しなければならない。

第三十三 条 通商産業大臣は、石炭の生産条件その他絏済事情の著しい変動のため特に必要があるときは、石炭鉱業安定会議の意見を聞いて、基本計画又は実施計画を変更しなければならない。

第三十四 条 通商産業大臣は、石炭の生産条件その他絏済事情の著しい変動のため特に必要があるときは、石炭鉱業安定会議の意見を聞いて、基本計画又は実施計画を変更しなければならない。

第三十五 条 通商産業大臣は、石炭の生産条件その他絏済事情の著しい変動のため特に必要があるときは、石炭鉱業安定会議の意見を聞いて、基本計画又は実施計画を変更しなければならない。

第三十六 条 通商産業大臣は、石炭の生産条件その他絏済事情の著しい変動のため特に必要があるときは、石炭鉱業安定会議の意見を聞いて、基本計画又は実施計画を変更しなければならない。

第三十七 条 通商産業大臣は、石炭の生産条件その他絏済事情の著しい変動のため特に必要があるときは、石炭鉱業安定会議の意見を聞いて、基本計画又は実施計画を変更しなければならない。

第三十八 条 通商産業大臣は、石炭の生産条件その他絏済事情の著しい変動のため特に必要があるときは、石炭鉱業安定会議の意見を聞いて、基本計画又は実施計画を変更しなければならない。

きは、遅滞なく、石炭鉱業安定会議の意見を聞いて、基本計画に従いその指定をした地域(以下「指定地域」という。)の石炭資源の開発に関する計画を定めなければならない。

2 前項に規定する石炭資源の開発に関する計画(以下「開発計画」という。)に定める事項は、次のとおりとする。

一 石炭資源の開発を行なうことにより達成すべき石炭の生産数量、生産能率及び生産費に関する目標

二 工事の種類、費用の額その他石炭資源の開発のため実施すべき工事に関する事項

三 その他石炭資源の開発に関する重要な事項

4 第六条第一項の規定は、開発計画に準用する。

5 第四条第四項の規定は、第一項及び前項の場合に準用する。(探掘権の譲渡等の勧告)

6 第十三条 通商産業大臣は、指定地域内の探掘鉱区がさくそらする地域の鉱床について石炭鉱業開発株式会社が一元的に開発を行なうのではなければ開発計画で定めるところに従つて急速かつ計画的な開発を行なうことができないと認めるときは、当該探掘鉱区の探掘権者に対し、探掘権の譲渡について石炭鉱業開発株式会社と協議すべきことを勧告することができる。

2 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第九十条から第九十一条まで及び第九十七条から第九十九条までの規定は、前項

の場合に準用する。この場合において、同法第九十二条中「変更」とあるのは「移転」と、同法第九十三条中「探掘権の変更の内容」とあるのは「探掘権の譲渡の時期」と、同法同条及び第九十五条第一項中「鉱区相互の間の鉱区の増減」とあるのは「探掘権の譲渡」と読み替えるものとする。

3 前項において準用する鉱業法第九十五条第一項の規定により協議がととのつたものとみなされた場合において、石炭鉱業開発株式会社が対価の全部の支払又は供託をしたときは、通商産業局長はその探掘権の移転の登録をし、かつ、その旨を当事者に通知しなければならない。

4 通商産業大臣は、第二項において準用する鉱業法第九十三条の決定をしようとするときは、探掘権の対価並びに対価の支払の時期及び方法について石炭鉱業安定会議の意見を聞かなければならぬ。(事業計画)

第五条 第十二条第四項において準用する第四条第四項の規定により開発計画が告示されたときは、当該指定地域内の探掘鉱区の探掘権者は、その告示の日から三月以内に、開発計画に準拠して当該探掘鉱区における石炭資源の開発に関する事業計画を定め、通商産業大臣に届け出なければならない。

6 第十七条 石炭鉱業開発株式会社(以下「会社」という。)の株式は、未開発炭田を急速かつ計画的に開発することを目的とする株式(株式)

第五章 通商産業大臣は、開発計画の円滑なる実施を図るため必要があると認めるときは、探掘権者に対し、前条第一項の事業計画を変更すべきことを指示することができる。

第六章 石炭鉱業開発株式会社(会社の目的)

第七条 石炭鉱業開発株式会社は、未開発炭田を急速かつ計画的に開発することを目的とする株式(株式)

第八条 石炭鉱業開発株式会社は、常時、会社の発行済株式の総数の二分の一以上に当たる額面株式とする。

第二十二条 会社は、その目的を達成するため、次の事業を営むものとする。

一 石炭の探鉱

二 石炭の掘採

三 石炭販売公団に対する石炭の売渡し

四 前各号に掲げるもののほか、会社の目的を達成するために必要な事業

2 会社は、前項第四号に掲げる事業を営むとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(事業計画等)

第二十三条 会社は、毎営業年度の開始前に、その営業年度の事業計

画、資金計画及び収支予算を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これらを変更しないとするときも、同様とする。

(商号の使用制限)

第十八条 会社以外の者は、その商号中に石炭鉱業開発株式会社といふ文字を使用してはならない。

(取締役及び監査役の人数)

第十九条 会社の取締役は、七人以内、監査役は、二人以内とする。

(取締役及び監査役の選任等の決議)

第二十条 会社の取締役、代表取締役及び監査役の選任、選定及び解任の決議は、通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。

(鉱業権の譲渡等)

第二十五条 会社は、鉱業権を譲渡し、又は譲り受けようとするときには、その譲渡又は譲受けの相手方、対価の額並びに対価の支払の時期及び方法について、通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。

(鉱業権の譲渡等)

第二十六条 会社は、社債を募集し、又は弁済期限が一年を超えるときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(社債の募集及び資金の借入れ)

第二十七条 会社は、商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百九十七条の規定による制限をこえて社債を募集することができる。ただし、資本及び準備金の総額の二倍をこえではない。

(社債発行限度の特例)

第二十八条 会社は、商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百九十七条の規定による制限をこえて社債を募集することができる。ただし、資本及び準備金の総額の二倍をこえではない。

(一般担保)

第二十九条 会社の社債権者は、会

社の財産について他の債権者に先

だつて自己の債権の弁済を受ける

権利を有する。

有償で取得しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

2 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第九十条から第九十一条まで及び第九十七条から第九十九条までの規定は、前項

に閲しては、同項中「引き続き」とあるのは、「石炭鉱業安定法第八条第一項の規定による指定の日から引き続き」とする。

第六章 需給の安定

(需給計画)

第三十九条 通商産業大臣は、毎年、石炭鉱業安定会議の意見を開いて、実施計画に基づき、石炭の需給計画を定めなければならぬ。

2 第四条第三項及び第四項の規定は、前項の場合に準用する。
(生産数量等の指示)

第四十条 通商産業大臣は、前条の需給計画を実施するため、鉱業権者又は租鉱権者に対し、石炭の数量及び品位を定めて、その生産の限度について必要な指示をするものとする。
(需要増加のための措置)

第四十一条 政府は、石炭の需要を増加させるため、火力発電、都市ガス、石炭化學等の事業施設の設置又は拡張に対し、資金の確保その他適切な措置を探るものとする。
(石炭販売公団の一買取等)

第四十二条 鉱業権者又は租鉱権者が第四十条の指示に従つて掘採した石炭は、石炭販売公団がこれらの人者から買い取らなければならぬ。鉱業権者又は租鉱権者は、その掘採した石炭を石炭販売公団以外の者に売り渡してはならない。
3 石炭販売公団でない者は、鉱業権者又は租鉱権者がその掘採した石炭を石炭販売公団に売り渡す場

以外の燃料の価格その他の経済事情を参考して定めるものとする。

4 石炭販売公団でない者は、外国において掘採された石炭を輸入してはならない。ただし、国内において使用しないものについては、この限りでない。

(販売業務の代行)

第四十三条 石炭販売公団は、鉱業権者又は租鉱権者をして、その掘採した石炭につき、品位、価格、数量及び販売先を指定して、その販売の業務の一部を代行させることができる。

2 第四十四条 石炭販売公団は、石炭の輸出において掘採された石炭の輸出の業務の全部又は一部をその指定する者を代行させることができることとする。

(指定販売業者)

第四十五条 通商産業省令は、石炭の小口需要について、通商産業省令で定めるところにより、その指定する者にその販売をさせるものとする。

(買取価格等の決定)

第四十六条 通商産業大臣は、毎年、通商産業省令で定めるところにより、石炭鉱業安定会議の意見を聞いて、国内において掘採された石炭の販売価格を定める額に当該石炭の買取数量を乗じて得た額に相当する金額を、価格調整金として石炭販売公団をして交付させることができる。

2 通商産業大臣は、前項の通商産業省令を定めようとするときは、石炭鉱業安定会議の意見を聞かなければならぬ。
(民法の準用)

第五十四条 公団の解散に関する事項は、別に法律で定める。

二 政黨の役員

三 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて公団と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの

(公団の目的)

第四十八条 石炭販売公団は、通商産業大臣の定める石炭の需給計画に基いて、石炭の買入れ及び販売を行う事業を行なうことを目的とする。

(事務所)

第五十条 公団は、主たる事務所を東京都に置く。
2 公団は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第五十一条 公団の資本金は、百億円とし、政府がその全額を出資するものとする。

(登記)

第五十二条 公団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

(役員の任命)

第五十三条 公団でない者は、石炭販売公団という名称又はこれに類似する名称を用いてはならない。

(役員の欠格条項)

第五十四条 役員の任期は、三年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができれば、これをもつて第三者に対する抗することができる。

(役員の任期)

第五十五条 役員の任期は、三年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格条項)

第五十六条 公団に、役員として、監査役一人、理事五人以内及び監査役二人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第五十七条 総裁は、公団を代表し、その業務を總理する。

2 理事は、總裁の定めるところに於て、總裁を補佐して公団の業務を掌理し、總裁に事故があるときは、その職務を代理し、總裁が欠員のときはその職務を行なう。

3 監査役は、公団の業務を監査する。

(役員の範囲)

第五十八条 総裁及び監査役は、通商産業大臣が任命する。

2 理事は、總裁が通商産業大臣の認可を受けて任命する。

(役員の任期)

者が法人であるときはその役員

(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

四 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

(役員の解任)問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

(役員の解任)又は支配力を有する者を含む。)

第六十一条 通商産業大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 通商産業大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

3 通商産業大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
二 職務上の義務違反があるとき。

3 総裁は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、あらかじめ通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。

(役員の兼職禁止)
第六十二条 役員は、當利を目的とする団体の役員となり、又は自ら當利事業に従事してはならない。(代表権の制限)
第六十三条 公團と總裁との利益が相反する事項については、總裁には、代表権を有しない。この場合には、監事が公團を代表する。

(代理人の選任)

第六十四条 総裁は、理事又は公團の職員のうちから、その業務の一部に關し、一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)第六十五条 公團の職員は、総裁が任命する。

(役員及び職員の公務員たる地位)第六十六条 役員及び職員は、刑法により公務に従事する職員とみなす。

(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(第三節 業務)
(業務の範囲)第六十七条 公團は、第四十八条の目的を達成するため次の業務を行なう。
一 石炭の買入れ及びその販売(輸出入を含む。)
二 小口需要に対する販売業者の指定
三 価格調整金の交付
四 炭鉱補償事業団に対する納付
五 前各号に掲げる業務に附帯する業務

第四節 財務及び会計

(事業年度)第六十九条 公團の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十日に終まる。

(予算等の認可)第七十条 公團は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、事業年度開始前に、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするととも、同様とする。

(決算)第七十一条 公團は、毎事業年度の決算を翌年度の七月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表)第七十二条 公團は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、決算完結後二月以内に通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならぬ。

2 公團は、前項の規定により財務諸表を通商産業大臣に提出するとときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添附し、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

3 公團は、第一項の規定による通商産業大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、各事務所に備えて置かなければならない。

(利益及び損失の処理)第七十三条 公團は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたと

きは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額のうち政令で定める基準により計算した額を積立金として積み立てなければならない。

2 公團は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)第七十四条 公團は、通商産業大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、通商産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

2 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(政府の援助)第七十五条 政府は、毎年、予算の範囲内において、公團に対し、第一項は、通商産業省令で定める。

(監督)第八十一条 公團は、通商産業大臣が監督する。

2 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公團に對して、その業務に關し、監督上必要な命令をすることができる。

2 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公團に對して、その業務に關し、監督上必要な命令をすることができる。

第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、公團の債務について、保証契約をすることができる。

(償還計画)第七十七条 公團は、毎事業年度、長期借入金の償還計画をたてて、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(余裕金の運用)第七十八条 公團は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

(銀行への預金)第七十九条 公團は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め、通商産業大臣の承認を受けなければならぬ。これを変更しようとするとても、同様とする。

(給与及び退職手当の支給の基準)第八十条 この法律及びこれに基づく政令に規定するものほか、公團の財務及び会計に關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

(第五節 監督)第八十一条 公團は、通商産業大臣が監督する。

2 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公團に對して、その業務に關し、監督上必要な命令をすることができる。

2 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公團に對して、その業務に關し、監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第八十二条 通商産業大臣は、必要があると認めるときは、公団に対して業務及び資産の状況に關し報告をさせ、又はその職員をして公団の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 第三十三条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査に準用する。

第六節 捕則

(大蔵大臣との協議) 第八十三条 通商産業大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第七十一条、第七十四条第一項及び第二項ただし書並びに第七十七条の規定による認可をしようとするとき。

二 第七十二条第一項及び第七十九条の規定による承認をしようとするとき。

三 第七十八条第一号の規定による指定をしようとするとき。

四 第八十条の規定により通商産業省令を定めようとするとき。

第五章 炭鉱補償事業団 第一節 総則

(事業団の目的) 第九十条 事業団は、第八十四条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 採掘権の買取及び保有

二 矿業施設の買取及び保有又は売渡し

三 採掘権又は矿業施設の買取に伴い解雇された鉱山労働者に対する金銭の支払

第八十四条 炭鉱補償事業団は、政府の石炭の需給調整措置の実施に伴い石炭の掘採に係る事業を休止し又は廃止するのやむなきに至つた鉱業権者は租鉱権者の当該事業につき、採掘権等の買取、鉱山労働者に対する救済、鉱害の賠償等の措置を講ずることを目的とする。

(準用)

第八十五条 第四十九条、第五十条、第五十二条、第五十三条、第五十五条及び第六十九条の規定

は、事業団に準用する。

第二節 役員及び職員

(役員の範囲)

第八十六条 事業団に、役員として、理事長一人、理事六人以内及び監事一人以内を置く。

(役員の兼職禁止)

第八十七条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自らただし、通商産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(役員等の秘密保持義務)

第八十八条 事業団の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盜用してはならない。

(業務の方法)

第九十一条 事業団は、業務開始の際、業務の方法を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。

(業務の方法)

二 前項の業務の方法には、次の事項を定めておかなければならぬ。

一 買取する採掘権及び矿業施設の評価の基準

二 買収代金の支払の時期及び方法

三 採掘権又は矿業施設の買取に伴い解雇された鉱山労働者に対する金銭の支払の時期及び方法

四 公団からの納付金の受け入れの時期及び方法

五 買収した矿業施設の売渡しの方法

(業務の範囲)

第八十九条 第五十七条から第六十一条まで及び第六十三条の規定は事業団の役員に、第六十四条及び第六十六条の規定は事業団の役員及び職員に準用する。

第三節 業務

(事業の計画)

第九十条 事業団は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを受けなければならぬ。

(事業の計画)

二 前各号に掲げるもののほか、は、事業団に準用する。

(事業の計画)

一 第八十四条の目的を達成するた

(事業の計画)

め必要な業務

(事業の計画)

一 第八十四条の目的を達成するた

(事業の計画)

め必要な業務

(事業の計画)

第九十二条 事業団は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画を作成し、通商産業大臣の承認を受けなければならない。これを受けなければならぬ。

六 前各号の業務に附帯する業務

七 前各号に掲げるもののほか、は、事業団に準用する。

第八十四条の目的を達成するた

(収支予算)

二 石炭の鉱床の状態、品位、埋藏数量その他の自然条件及び立地条件にかんがみ、第四条の基本計画の近代化の目標を達成する

め必要な業務

(事業の計画)

三 通商産業大臣は、第一項の基準を定めようとするときは、石炭鉱業安定会議の意見を聞かなければならぬ。

(事業の計画)

四 事業団は、第一項の基準に従つて当該採掘権を買収するかしないかを決定しなければならない。

(事業の計画)

五 通商産業大臣は、事業団が採掘権者から買取することが可能である。

(事業の計画)

六 前各号の業務に附帯する業務

(事業の計画)

七 前各号に掲げるもののほか、は、事業団に準用する。

(事業の計画)

八 前各号に掲げるもののほか、は、事業団に準用する。

(事業の計画)

九 前各号に掲げるもののほか、は、事業団に準用する。

(事業の計画)

十 前各号に掲げるもののほか、は、事業団に準用する。

(事業の計画)

十一 前各号に掲げるもののほか、は、事業団に準用する。

(事業の計画)

十二 前各号に掲げるもののほか、は、事業団に準用する。

(事業の計画)

十三 前各号に掲げるもののほか、は、事業団に準用する。

(事業の計画)

十四 前各号に掲げるもののほか、は、事業団に準用する。

(事業の計画)

十五 前各号に掲げるもののほか、は、事業団に準用する。

(事業の計画)

十六 前各号の業務に附帯する業務

は廃止するのやむなきに至つており又は至るおそれのあるものであり、かつ、当該事業を継続して行なわせるための第四十七条の価格調整金が交付される見込みがないと認められるものであること。

おり又は至るおそれのあるものであり、かつ、当該事業を継続して行なわせるための第四十七条の価格調整金が交付される見込みがないと認められるものであること。

のに対し、労働基準法（昭和二十

第一百三十四条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役は、三十万円以下の過料に処する。

一 第十七条第三項の規定に違反して、新株を発行したとき。

二 第二十三条の規定に違反して、事業計画、資金計画又は収支予算の認可を受けなかつたとき。

三 第二十四条の規定に違反して、財産を譲渡し、担保に供へ又は有償で取得したとき。

四 第二十五条第一項の規定に違反して、鉱業権を譲渡し、又は譲り受けたとき。

五 第二十五条第三項の規定に違反して、鉱業権を放棄し、又は採掘権に抵当権を設定したとき。

六 第二十六条の規定に違反して、社債を募集し、又は資金を借り入れたとき。

七 第三十条の規定に違反して、財産目録、貸借対照表、損益計算書若しくは営業報告書を提出せず、又は不実の記載をしたこれららの書類を提出したとき。

八 第三十二条第二項の規定に違反した場合には、その違反命令に違反したとき。

第一百三十五条 第二十二条第二項の規定に違反した場合には、その違反行為をした会社の取締役は、五万円以下の過料に処する。

第一百三十六条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした公団の役員又は職員を三万円以下の過料に処する。

一 この法律により通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならぬ場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第五十二条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第六十七条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第七八条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第八十二条第二項の規定による命令に違反したとき。

第六十三条 第十八条又は第五十条(第八十五条)において準用する場合を含む)の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

第七十条 第三十八条 次の各号に掲げる違反があつた場合には、その行為をした事業団の役員又は職員を一万円以下の過料に処する。

第八十条 第三十九条 第二項の規定による命令に違反したとき。

第九十条 第二項に規定する第五十二条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第九十条第一項に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第百十四条において準用する

第八十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して、三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 通商産業大臣は、この法律の施行の日から起算して十年を経過した日以後は、第十三条第一項又は第三十四条第一項の規定に基づく勧告をすることができない。

3 第三十五条から第三十八条まで

の規定は、この法律の施行の日から起算して十年を経過した日にその効力を失う。ただし、その日前にした行為に対する罰則の適用については、その日以後もなおその効力を有する。

4 石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十年法律第百五十六号)は、

5 会社、公団及び事業団の設立手続、公団の設立に伴う石炭販売業者に対する措置、石炭鉱業合理化臨時措置法の廃止に伴う石炭鉱業整備事業団の事業団への移行及び職員の引継ぎその他この法律の施行に伴い必要な事項は、別に法律で定める。

6 第二条 この法律で「炭鉱労働者」とは、石炭の掘採又はこれに附属する運炭その他の業務に従事する労働者をいう。

7 第二条 この法律で「炭鉱労働者」とは、石炭を目的とする鉱業権又は租鉱権を有する者をいう。

8 第二条 この法律で「炭鉱労働者」とは、石炭の掘採又はこれに附属する運炭その他の業務に従事する労働者をいう。

9 第二条 この法律で「炭鉱労働者」とは、石炭を目的とする鉱業権又は租鉱権を有する者をいう。

10 第二条 この法律で「炭鉱労働者」とは、石炭の掘採又はこれに附属する運炭その他の業務に従事する労働者をいう。

の近代化を推進するとともに、流通機構を整備してその価格の低下を図り、その需要を拡大することが最も緊要である。これが、この法律案を提出する理由である。

石炭鉱山保安臨時措置法(昭和十六年法律第百九十四号)第六条の規定による鉱業の廢止の勧告に基づいて当該鉱業を廢止する場合は受けなければならない。ただし、受けなければならぬ。ただし、

員、解雇時期、解雇事由その他労働省令で定める事項を記載した書類を提出して、労働大臣の承認を受ける。

石炭鉱山保安臨時措置法(昭和三

四年法律第百九十四号)第六条

の規定による鉱業の廢止の勧告に

は、この限りでない。

一 その雇用する炭鉱労働者の数が百人未満の場合にあつては、

十人以上

二 その雇用する炭鉱労働者の数が百人以上の場合にあつては、五十人以上又は十分の一に相当する数以上

する労働大臣は、解雇をされようとする炭鉱労働者の再就職が困難であると認める場合には、前項の承認をしてはならない。ただし、当該鉱業権者の石炭鉱業の全部の繼續が不可能であるときは、この限りでない。

二 労働大臣は、解雇をされようとする炭鉱労働者の再就職が困難であると認める場合には、前項の承認をしてはならない。ただし、当該鉱業権者の石炭鉱業の全部の繼續が不可能であるときは、この限りでない。

三 労働大臣は、第一項の規定によ

る処分をしようとするときは、あ

らかじめ、炭鉱労働者雇用安定審議会の議決を経て、これをしなければならない。

4 第一項の承認を受けないでした

解雇は無効とする。

(解雇制限補給金)

第四条 国は、前条第二項の規定に

より承認を与えたかった鉱業権者

に対し、解雇制限補給金を支給す

るものとする。ただし、当該鉱業

権者の事業に欠損があり、かつ、

その欠損の全部又は一部が当該承認を与えたなかったことにより

生じたことが明らかに証明された場合に限る。

2 前項の解雇制限補給金の額、支給方法その他必要な事項は、政令で定める。

(坑口使用の禁止)

第五条 労働大臣は、鉱業権を譲り受け又は租鉱権の設定を受けて石炭鉱業を営む鉱業権者が、従前の鉱業権に雇用されていた炭鉱労働者を從前より低い賃金その他の労働条件で雇用することにより当該事業の経費の節減をはかる企図をもつものであると認めるときは、当該事業に係る坑口の使用を禁止することができる。

(間接雇用の禁止)

第六条 鉱業権者は、その者がみずから雇用する労働者でなければ、その事業に係る坑内作業に従事する労働者は、この限りでない。

(炭鉱労働者雇用安定審議会)

第七条 労働省に、炭鉱労働者雇用安定審議会(以下「審議会」といいう。)を置く。

2 審議会は、労働大臣の諮問に応じて、炭鉱労働者の雇用の安定に関する事項を調査審議し、及びこの行政機関に建議する。

3 審議会は、委員十五人以内をもつて組織する。

4 委員は、炭鉱労働者を代表する者、鉱業権者を代表する者及び学識経験のある者のうちから、労働大臣が任命する。

5 委員のうち、炭鉱労働者を代表する委員及び鉱業権者を代表する委員は、各同数とする。

6 委員は、非常勤とする。

(労働省令への委任)

第八条 前条に定めるものほか、審議会に關し必要な事項は、労働省令で定める。

(罰則)

第九条 第五条の規定による労働大臣の処分に違反して坑口を使用した者は、一年以下の懲役又は十万元以下の罰金に処する。

第十条 第六条の規定に違反して、みすから雇用する労働者以外の労働者をその事業に係る坑内作業に従事させた者は、六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(労働省設置法の一部改正)

2 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第四十一号の二の次に次の一号を加える。

四十一の三 炭鉱労働者の雇用安定に関する臨時措置法(昭和三十七年法律第百六十二号)の規定を適用する。

和三十七年法律第

号に

基づいて、炭鉱労働者の解雇を承認すること。

第十一条第一項第四号の二の次に次の一号を加え、同条同項第八号

中「及び身体障害者雇用促進法」を

「身体障害者雇用促進法及び炭鉱労働者の雇用安定に関する臨時措置法」に改めること。

四の三 解雇制限補給金の支給に関すること。

第十三条第一項の表中身体障害者雇用審議会の項の次に次の二項

を加える。

(この法律の失効)

1 この法律は、公布の日から起算して三年を経過した日にその効力を失う。

(この法律の失効)

2 この法律は、公布の日から起算して三年を経過した日にその効力を失う。

(この法律の失効)

3 この法律は、公布の日から起算して三年を経過した日にその効力を失う。

(この法律の失効)

4 前項の規定によりこの法律がその効力を失つた場合においても、当該効力を失つた日前にした行為に対する罰則の適用については、この法律の規定は、その日以後も、なおその効力を有する。

(理由)

1 一時に大量の炭鉱労働者が解雇されることによりその再就職が困難となる事態の発生及び炭鉱労働者の労働条件の低下を防止するため必要な措置を講じ、もつと炭鉱労働者の雇用の安定を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

2 今日最も強く石炭産業に求められているのは、その構造的な欠陥を根本的に解決することである。従来の整備計画に加えて新たに昭和三十七年度から三ヵ年計画で六百二十万トンを追加整備するような政府の合理化計画で石炭危機が打開できるとするならば、

3 これはあまりにも安易な政策といわざるを得ません。というよりもむしろ、石炭産業を混沌状態に追い込むことは明らかであります。しかも石

本案施行に要する経費を承認すること。

○勝間田議員 ただいま議題になりますが、本案施行に要する経費としては、約十億円の見込みである。

本案施行に要する経費としては、

石炭産業の危機は、わが国石炭産業の前途にはかり知れない暗影を投じているのみならず、産炭地域における労働者を代表し、その提案理由の説明を申し上げます。

今日の石炭産業の危機は、わが国石炭政策の転換を要求して、ゼネラリストを確立し、関係地方自治体初め多くの国民がこの戦いを全面的に支援して、政府に総合エネルギー政策の確立、石炭産業の安定を強く迫っている

方向へと進もうとしております。この

ような事態に直面して炭鉱労働者は、石炭政策の転換を要求して、ゼネラリストを確立し、関係地方自治体初め多くの国民がこの戦いを全面的に支援して、政府に総合エネルギー政策の確立、石炭産業の安定を強く迫っている

方向へと進もうとしております。この

炭資本は依然として、首切りと大巾な賃金の切り下げ、労働条件の引き下げのための第二会社、租鉱権への分離政策等一連の労働者への犠牲のみを強行する態度を変えていないのであります。この

方向へと進もうとしております。この

進んでも、なお百年以上もの確定炭量を埋蔵しており、国内エネルギー資源に乏しく、また国際収支に彈力性が少ないわが国においては、最大のエネルギー源であります。

その二は、エネルギー供給の安全性の保障の面から指摘できます。世界各国とも、エネルギー供給の安全性の保障については異常な関心を示し、その供給源の分散化が進められていることは、最近海外のエネルギー政策を観察してきた各調査団の報告でも強調しているところであります。とくに英、仏、西ドイツ等の諸国では六割から八割を国内エネルギー資源としての石炭に依存しているのであります。輸入エネルギーへの依存度を無計画に高めていくことはきわめて危険だといわねばなりません。

その三は、雇用の面から指摘できます。石炭鉱業における雇用吸収率は他産業に比して非常に高く、機械工業とともに今後もその傾向を低めるものではありません。労働市場逼迫という最近の現象があるとはい、なお外数の潜在失業者を有し、年々百万人以上も業の地位はゆるがせにできないのであります。

このように重要な観点からも石炭鉱業に対する、わずかな資金融通による細々とした近代化計画や、弱小炭鉱の買いつぶし等の消極的な政策で解決できるほど、問題は簡単ではありません。石炭鉱業はすでに資本主義的経営自体に対しても鋭い改革のメスが加えられなければならない段階に

きているのであります。イギリスにおける炭鉱国有化政策を初め、西欧各国とも公有化その他の特殊な経営形態のもとに、国民経済の拡大発展に寄与させたものであります。こうした世界的な傾向から、ひとりわが国だけがおく

は許されません。従つて社会党は、今日石炭鉱業が当面している危機を開拓し、構造的欠陥を克服して、これを将来のわが国重要なため、長期的な展望を持つた抜本的対策を講ぜんとするものであります。

まず第一に、石炭の生産過程に対するわれわれの基本的な考え方を明らかにいたしたいと思います。

わが国の石炭鉱業は稼行の進捗に伴つて、採掘地域が漸次深部に移行し、坑道の維持、通気、排水、運搬等の経費が増加するため生産費の増大を見ております。これを最小限度に食いとめ、さらに高炭価問題を解消するためには、合理的、計画的な開発を行なつて炭鉱の若返り策が講ぜられなければなりません。生産体制の集約化には、そのための前提条件であります。前近代的な古い生産機構である鉱区の独占はすみやかに排除し、鉱区の整理統合を断行して、炭鉱を適正規模に再編成することが最も肝要であります。

さらに、休眠鉱区の解放も行なわれなければなりません。これらの諸課題は、業者間の自主的解決では不可能であり、法の強制力を必要とするものであります。

第二は、流通過程における整備の問題であります。

石炭の流通機構は昭和年代になつてからでも、過剰貯炭を処理するため昭和石炭株式会社、戦時の日本石炭株式会社、戦後経済再建のための配炭公団、そして最近では昭和石炭等

のみでなく、石炭需給関係の調整の困難性を物語るものであります。需給関係を調整し、価格の安定をはかるためには、流通機構の一元化こそ絶対に必要なであります。

第三は、石炭の需給を計画化し、その安定的確保をはかることであります。

石炭鉱業はその持つ特性から必然的に需給の計画化を要求いたします。しかも、その計画化は長期に進められるべきであります。政府は今日、石炭需要の減退に対して縮小生産の方向をとつているのですが、これでは問題の高炭価をも解決できないであります。高いレベルの拡大生産こそ必要なのであります。さらに、積極的に新需要の開拓等が講ぜられなければなりません。このためには社会党は、固体燃料としての石炭を流体化し、電気やガス等の流体エネルギーに転換して、石炭需要の拡大をはからんとするものであります。

第四章は、石炭鉱業開発株式会社に関する規定であります。未開発炭田の開発を目的として石炭鉱業開発株式会社を設立し、政府は當時会社の発行済み株式総数の二分の二以上を保有する等のほか、会社設立に伴う所要の規定を設けたのであります。

第五章は、採掘権及び鉱区の整理統合並びに坑口の開設の制限についての規定であります。鉱業権の交換、売り渡し、鉱区の増減については鉱業法に規定するところであります。特に、安定期実施計画で定めるところに従つて急速かつ計画的な開発を行なうために、政府は適切な措置をとらなければならぬとしたのであります。坑

業の継続的安定を期するには、石炭の生産の近代化を推進するとともに、流通機構を整備して、その価格の低下を

めに昭和石炭株式会社、戦中の日本石炭株式会社、戦後経済再建のための配炭公団、そして最近では昭和石炭等

から

した。

第六章は、需給の安定についての規定であります。政府は毎年、石炭関係もとに、国民経済の拡大発展に寄与させたものであります。こうした世界的な傾向から、ひとりわが国だけがおく

は許されません。従つて社会党は、今日石炭鉱業が当面している危機を開拓し、構造的欠陥を克服して、これを将来のわが国重要なため、長期的な展望を持つた抜本的対策を講ぜんとするものであります。

第二章は石炭鉱業近代化計画に関する規定であります。五年ごとに石炭業安定基本計画及び毎年石炭鉱業安定実施計画を定め、政府は実施すべき工事に必要な資金の確保に努めるよう規定したのであります。

第三章は、未開発炭田の開発につい

ての規定であります。石炭資源の開發が十分に行なわれていない地域で、坑道の維持、通気、排水、運搬等の経費が増加するため生産費の増大を見ます。これが最小限度に食いとめ、さらに高炭価問題を解消するためには、合理的、計画的な開発を行なつて炭鉱の若返り策が講ぜられなければなりません。生産体制の集約化には、そのための前提条件であります。前近代的な古い生産機構である鉱区の独占はすみやかに排除し、鉱区の整理統合を断行して、炭鉱を適正規模に再編成することが最も肝要であります。

石炭販売の一元化を行なうこととし、それがために石炭販売公団を設け、石炭の一手買い取りを行なうことといたことはあります。しかし石炭販売公団が全生産量を取り扱うことは実際上困難でありますので、鉱業権者または鉱業権者をしてその販売の業務の一部を代行させることといたのであります。また、小口需要については販売業者を指定して、その販売をさせることとしたのであります。近代化による生産費の引き下げが価格に反映するため、政府は買取価格および販売価格を決定することといたしました。

買取価格をもつてしては石炭の生産費を償うことができないものにつきましては、価格調整金の制度を設けたのであります。第七章は、石炭販売公団についての規定であります。公団の資本金は百億円とし、政府が全額出資することといたし、役員、業務、会計、監督についての規定であります。政府の石炭の需給

の規定であります。政府の石炭の需給の規定であります。石炭鉱業の基幹産業としての重要性にかんがみ、石炭鉱業の規定であります。政府の石炭の需給の規定であります。石炭鉱業はすでに資本主義的経営自体に対しても鋭い改革のメスが加えられなければならない段階に

調整措置の実施に伴い、石炭調整金を含む買取価格をもつしても採算がとれなくなつたため、事業を休廃止するのやむなきに至つた鉱業権または租鉱権者の事業について、採掘権の買取、鉱山労働に対する救済、鉱業等に対する善後措置を講ずるため、炭鉱補償事業団を設置することいたしたのであります。これに要する財源としては石炭販売公団からの納付金のほか、国庫補助の道も講じたのであります。離職する労働者に対しては平均賃金の六十日分を支給すると同時に、未払い賃金については債務者たる採掘権者または租鉱権者と炭鉱補償事業団との連帯債務としたのであります。また、鉱事賠償に関する規定についても必要な措置を講じました。

要性にからんがみ、石炭鉱業の安定をけり、もつて国民经济の健全な发展に寄与せんとするため、本法案を提出いたした次第であります。議員各位におかれは何とぞ御審議の上、本法案に賛意を表されんことを切にお願いするものであります。

引き続いて、ただいま議題になりました炭鉱労働者の雇用安定に関する臨時措置法案につきまして、提案者を代表し、その提案理由の説明を申し上げます。

重大な社会問題に発展した現下の石炭鉱業の危機を開けるため、去る第三十九回国会に衆議院本会議並びに参議院商工会委員会において、石炭産業の危機打開に関する決議をし、政府に対し総合エネルギー対策の確立と当面する緊急問題の措置を強く義務づけたのであります。ことに労働者の雇用安定についてはその決議に「炭鉱労働者の雇用の確保に努めるとともに、労働者の雇用安定については、最大限の努力を払い、転換職場と生活保障のない合理化とならないよう指導を行なうこと。」と述べているのであります。

本来石炭鉱業の合理化は生産体制の集約化でなければなりません。第一次大戦後のドイツの炭鉱の合理化は切羽集約による機械化的合理化であり、第二次大戦後のイギリス、フランスの合理化は鉱区整理統合による適正規模炭鉱への再編成であり、そのための国有化、公社化であつたのであります。しかるに現在進行している合理化の態様は、依然として政府の買いつぶしによる整備計画の遂行と、経営者の首切りと賃金その他の労働条件を大幅に切り下げる目的とする第一会社、租鉱

施炭鉱への移行に終始し、全く労働者の
への犠牲のみによって強行されています
のであります。しかもこうした非近辺
的合理化計画は、石油の自由化を前提
に、一そら強化の方向に進もうとして
いるのであります。中高年令層の多い
炭鉱離職者の就職はまことに至難な
ことであり、政府の炭鉱離職者対策の推
進も、その何分の一しか救済されてい
ないであります。ことに、失業者の多
数滞留した産炭地域に受け入れ体制の確
立しましてこれ以上失業者を増加させ
ることとは、全く人道上ゆき問題で
あります。政府としては極力防止すべき
事態に至ります。このよくな事態にな
らないままにこれ以上失業者を増加させ
ることとは、全く人道上ゆき問題で
あります。政府としては極力防止すべき
事態に至ります。このよくな事態にな
り面し、炭鉱労働者は炭鉱の前途に今
く希望を失へ、かえって若い者、技術
を身につけている労働者は逐次炭鉱を
去りつつある現象が現われ、近き将来に
炭鉱は労働力の面より産業そのもの
基盤を失うことすら憂慮されるような
状態になつてゐるのです。ゆゑに
炭鉱労働に対しても、その生活の保障を
行なうとともに、安定した転換職場の確
立をはかることにより、石炭鉱業の生
産性を期せんとするものであります。
要であります。

に、保安教育も十分なまされない請負夫の使用は当然禁止すべきであると思ふのであります。これらの禁止は大手炭鉱より第二会社中小炭鉱へ、さらに中小炭鉱より租鉱権者細炭鉱へといふ近代的合理化方式の悪循環を断ち切り、政府並びに經營者に対し、安易な方法を避けて真の生産体制集約化といたしました次第であります。以下法案の内容を簡単に御説明申し上げます。

第一条、第二条はそれぞれ目的並びに定義について規定いたしました。目的は、前述したこととく一時に大量の炭鉱労働者が解雇されることによりその再就職が困難となる事態の発生及び炭鉱労働者の労働条件の低下を防止するため必要な措置を講じ、もつて炭鉱労働者の雇用の安定をはからうとするものであります。本法案は法案の性格上、臨時措置法として三年間の臨時立法といたしたのであります。

第三条は、解雇制限は一時に大量解雇しようとする場合は三ヵ月前までに提出し、労働大臣の承認を必要とすることにいたしました。しかし、保安上危険であるとして廃止の勧告を受け事業を廃止する場合は、これを要しないことにいたしました。炭鉱労働者の再就職が困難であると認められる場合には、承認してはならないこととしたしました。これに対しても当該鉱業権者の石炭鉱業の事業の全部の繼續が不可能である場合は例外規定を設けました。

第四条は、承認を与えなかつたことにより欠損を生じた鉱業権者に対しても、炭鉱離職者臨時臨置法に規定する雇用奨励金相当額を補給金として支給するものといたしました。

第五条は、鉱業権の譲渡を受け租鉱権の設定による事業が、従前よりも賃ものであると思われるときは、当該事業にかかる坑口の使用は禁止されることにいたしました。

第六条は、坑内作業に従事する労働者は縦坑開発その他省令の定める若干の例外を設け、鉱業権者の直接雇用する者に限ることといたしました。

第七条は、労働大臣の諮問機関として労働者、鉱業権者、学識経験者三者によつて構成される炭鉱労働者雇用安定審議会を設け、解雇制限の場合の審議並びに雇用安定の場合の調査審議をいたすこととにいたしました。

第八条は、労働省令への委任、第九条以下は罰則を規定いたしました。

以上が法案の内容であります、本法案は炭鉱労働者のきわめて熱烈な要望事項であり、本法案の制定は緊急な社会的問題の解決となり、石炭鉱業安定に資するものであることを確信し、提案いたした次第であります。従つて、議員各位におかれ他是、何とぞ慎重御審議の上、賛意を表されることをお願いする次第であります。

特にこの際、委員長並びに議員の皆さんにお願いをいたしたいと思います。石炭産業の問題につきましては、御熱心に今まで審議を続けていただまき、過般の国会においては決議案まで上程していただきたのであります。

離職者の面についてでは、若干の成果をおさめたことも確かであります。また近代化に要する資金等についても、若干の増加を見たことも明らかであります。しかし現に働いている鉱山の労働者の今日の状況は、第二会社・租鉱権あるいは引き続き首切り、これによつて、全く困難な状態に陥つておるのであります。従つて、どうか議員の皆さんにおかれましては、従来の御熱意をさらに一步前進させて、現に働いてゐる炭鉱労働者の生活の安定といふこの一点に、どうか皆さんの御努力を切にわざらわしたいということを、この際に申し添えて、私の提案理由を終わる次第であります。(拍手)

○有田委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

同案に対する質疑は、後日に譲ることにいたします。

○有田委員長 次に、内閣提出、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案及び産炭地域振興事業団法案を議題として、前会に引き続き質疑を行ないます。

質疑の通告がありますので、これを許します。始闘伊平君。

○始闘委員 ただいまこの委員会で審議中であります石炭鉱業合理化臨時措置法に関連しまして、炭鉱の合理化資金などいわゆる資金対策に問題を限定いたしましてお尋ねしたいと思います。

昨年の十月三十一日に、衆議院の本会議で、三派共同提案のもとに、石炭産業危機打開に関する決議といふもの番大きな柱の一つは、石炭産業の近代化、合理化ということでございまして、そのために必要な資金を大幅に確

保するものとすると、いろいろな面で前進して参つておるのでございまして、それは産炭地振興その他のいろんな面で前進の点、大臣初め政府当局の労を多とするものでござりますが、一番大事な資金対策については、遺憾ながら十分であるとは申しかねる。これは国家資金の投入についてもそちらであります。私が特にここで注目したいと思いますことは、興銀なりあるいは長銀なりを始めとする市中銀行の動向でございまして、運転資金の方は別として、設備資金についてはいずれも逃げ腰でございまして、この傾向は三十六年に入りましてから特に顕著であります。ただいまお手元に表をお配りしましたが、これは石炭協会の調査にかかるものでございまして、市中銀行の設備資金の貸し出しの期末残は、三十五年の二百七億に比べて、三十六年の上期末におきましては百九千八億といふふうな減少を示しておりますのであります。

私は考へております。そこで社会党の
言うように、これを国有に移すとい
ふことも考えられるのでござりますが、
私は、国有に移すということは、現状
では必ずしも利口な、また有効なやり
方だとは思ひません。とすれば、この
石炭産業が民営企業としてほんとうに
自立のできるような、従つて自分で資
金の調達もできる、そいつたよだやな
態勢を作つてやる、あるいはそりう
環境を整えてやると、いふうなこと
に、石炭対策のねらいといふものがな
ければならないと思うのでございま
す。政府がいろいろな政策をおやりに
なる、また政府の方では、非常ないい
政策だということで自画自賛しておら
れるようでありますか、石炭の長期取
引というような政策をもつていてしま
しても、石炭産業は自信を取り戻すに
至つておらない。またそれと相応いた
しまして、ただいま申しましたよ
うに、商業金融機関とくらのは全面的に
石炭産業にそっぽを向いておる、これ
は石炭産業が民営産業であるといふ建
前から申しますと、非常に困つたもの
だと思うであります。私は、社会党
の言うように、いわゆる石炭の政策の
根本の転換を考えるとかなんとかいう
ことを考へておるわけではござませ
んが、今日までの政府のやつておりま
す石炭政策では、何かきわめて重要な
点において欠けておる点があるのでは
なかろうかという感じがいたすのでど
ざいます、どうもばく然たる質問で
恐縮ですけれども、その点大臣のお考
えを伺いたいと思います。

金についてほんとその全額を国家資金で見てやるよりほかはないじやないか、と申しますのは、増資もできませんし、また市中金融もできない、しかも一方、石炭産業がつぶれちや困るのだ、国際収支あるいは雇用、エネルギーの安定供給といよいよな点からいだしまして、五千数百万トンの石炭を確保することはどうしても必要だということになつて、しかも商業金融が相手にしないということであれば、少なくとも設備資金については、その所要額のほとんど全部を国でめんどうを見てやるよりはかに――私はそういう議論をするのは非常にいやでござりますが、ほかにないのじやなかろうかという気がいたしますが、これが第二点。

第三点としましては、これに園連して長興銀始めいわゆる商業金融機関に石炭の合理化資金の調達等について協力してもららうような方法といふものはないものだらうかという、この三点を最初にお尋ねしたいと思います。

○佐藤国務大臣　ただいまお尋ねの点は、石炭産業の根本に触れた御議論でございます。私どもの悩みも、ただいま御指摘になつたような点にあるわけであります。石炭産業が最近はいわゆる斜陽産業だといわれておる。その言葉を私とやかく言うわけではございませんが、他のエネルギーと競合し、そりとしてその競争の観点に立つと、どうも経済的に立ち行かない非常に劣性な地位にある、そういう立場からこれに對して民間金融をつけるということ、これはコマーシャル・ベースで金融をするといふ考え方立つ限り、今のようない状態に実はなるだらうと思ひます。

問題は、石炭産業がいわれるごとく幹産業であり、安定産業であり、相当の収益をここで生ずる産業である、こうしたことによって約束され、そして同時にそのことを信頼されるということになれば、必ず一般の市中金融も金融の道が開けてくるだらうと思うのであります。

ところで、石炭の産業といふものは一体どういう地位にあるのか、この委員会ができまして以来、いろいろ私どもの考え方を述べました、また関係の方々も、そういう意味について石炭産業の重要性を強く説かれて参りました。私どもも石炭産業の重要性、これを認識し、しかもまた、これを斜陽産業というような立場に迫いやる、あるいは将来未絶りの状況に迫いやることとは好ましいことではない。特に国内資源開発という意味においても、あるいは石炭エネルギーの安定供給であるとか、あるいは雇用の問題等から見ましても、この重要性は十分認識しなければならない。これが困つておる点にやはり力を貸してやつて、そうしてこれを自立できるようにする。ただいま國有論等が出ておりますが、私は石炭産業が国有でなければ立ち行かない、国有になれば必ず立つといふ、いう結論はそり簡単に出すべきじゃないと思いますが、私どもの考え方から、そういう意味において世話をすらいたしますれば、自由経済のもとにおりて、育ち得る、りっぱに活動し得る産業に育成すること、これが第一の目的だと思います。しばしば申しますように、基幹産業として、安定産業としてやるということは、この前も私申し上げたのでございますが、相当の利潤を生む産業でなければならぬ。相当の利潤を生むように合理化を進め

ていくとか、あるいはそのための必要な機械設備を進めていくとか、あるいは鉱区等の開発計画を進めていくとか、こうことにあるだらうと思います。同時にそのことを信頼されると、市中金融も金融の道が開けてくるだらうと思うのであります。そこで、政府自身も近代化についてからこそ、政府自身も近代化についての積極的な支援をしておる。あるいはあつせんし得るだけの需要の確保、そなう方向には努力して参つたわけであります。長期取引契約を結ばしたのも、その例だと思います。ところが、その本筋はおそらく納得していただけます。長期にはなかなか言ふ難職者に対してその手当もできないか、金融は行き詰まつておるのじやないか。ただいま御指摘のような結果が出でる。これを単に二年、三年の特殊な状況からかような事態に追い込まれたり、あるいは金融の状態、あるいは石油の乱党と申しますか、それが現まつてある。この重要なものが、この点であります。おそらく、両々相寄せられた、こりうるよに見ることができるのか、本質的なものか、このういうよな結果から石炭産業にしづくまで、施設が今回開かれたわけであります。しかし、私どもこれをもつて十分だと考へませんから、さらに必要な場合には政府資金あるいは政府関係金融機関の資金を豊富にする、あるいは協調融資をする、あるいは協調融資あつせんの道を開くとか、積極的に金融についても相談に處すべきだ、かように思います。一、二、三とおあては不十分ではござりますが、大体そりよう金による分もあると思うのであります。そういう意味でございましたが、大手だけと申しますが、大手だけで見ますと、この四年間で千三十一億の計画を立てたとき、長期の設備投資計画といたしまして、その計画は三十五年から三十年までの間に全体で、大手、中小合併を立てた次第でござります。

○今井(博)政府委員 合理化計画を立てましたとき、長期の設備投資計画といたしまして、その計画は三十五年から三十年までの間に全体で、大手、中小合併を立てた次第でござります。これは社内留保と申しますが、自ら資金による分もあると思うのであります。が、合理化が始まつてからかえつてだんだん減つておるといふのは、非常にいかぬのじやないか。これで一休合理化ができるのかどうか、また、どういふ理由でこうなつたのかということを御説明願いたい。

○今井(博)政府委員 三十三年度のここに出でおりまする数字は、三十二年度が御承知のように非常に好景気でございまして、相当石炭のポジションがよかつたということと、三十三年度は、全体といたしまして、エネルギーの非常な不足が予想されまして、長期計画は全体が実は非常にふくれ上りまして、従つて三十三年度の設備投資計画は全体が実は非常にふくれ上がりたわけございまして、石炭のボリュームもよかつたという関係もあり

保証供与の程度では十分ではない。今度は政府自身の資金で必要な資金を貸すようにしなければいかぬのじやないか。これはどうも、それが退職金に使われるというようなことで、本来から申すと、退職金なら金融の道はつけるが、その他の所要の事業経営にはあとにしているんじやないかといふおしゃりを受けるかもしませんが、合理化を進めていく場合に、どうしても生ずるもの、その例だと思います。ところが、その筋はおそらく納得していただけます。長期にはなかなか言ふ難職者に対する手当もできないことほいかにも残念だ、こういふ意味から、金額はわずかであります。が、退職金も直接政府が貸し付けるようになります。こういう道を開いたわけであります。ただいま御指摘になりまして、先に進ませていただきま

三十四年の三月を起点として千二百円の炭価引き下げを目指として合理化計画が進められて参つたわけであります。このためには毎年どの程度の合計が、これは中小と大手がござりますが、私は話を簡単にするために大手だけについて伺いたいと思いますが、毎年必要とする設備資金の額いかん。それがからその調達方法に、自己資金によるものと二つ考えます。が、私は話を簡単にするために大手だけについて伺いたいと思いますが、それは下期の方があまり、これは下半期の方がやや多くわかりませんが、こういった特殊な事情でございまして、ただいまお話しの二百七、八十億、あるいは五百八億、それから三十六年上期だけでは十六億、これは下期の方がやけについて伺いたいと思いますが、毎年必要とする設備資金の額いかん。それがからその調達方法に、自己資金によるものと二つ考えます。が、私は話を簡単にするために大手だけについて伺いたいと思いますが、これは社内留保と申しますが、自己資金による分もあると思うのであります。が、合理化が始まつてからかえつてだんだん減つておるといふのは、非常にいかぬのじやないか。これで一休合理化ができるのかどうか、また、どういふ理由でこうなつたのかといたることを御説明願いたい。

○今井(博)政府委員 三十三年度のここに出でおりまする数字は、三十二年度が御承知のように非常に好景気でございまして、相当石炭のポジションがよかつたということと、三十三年度は、全体といたしまして、エネルギーの非常な不足が予想されまして、長期計画は全体が実は非常にふくれ上がりたわけございまして、石炭のボリュームもよかつたという関係もありました。このように、三十三年度の設備投資計画は全体が実は非常にふくれ上がりたわけございまして、石炭のボリュームもよかつたといふうな議論も行なわれております。こういうことで当初計画を立てた次第でございますが、三十五年、三十六年、三十七年、三十八年は、その計画が達成されれば次第に資金量が減つてく

まして、年間の純増額が九十五億といふに非常にふえた次第でござります。三十四年度以降につきまして漸次これが減少して参つておることは、いたしましたこの表で明らかとなりでございますが、この点は、最初に御指摘のように、興長銀関係、市中銀行関係、そういうものの資金調達が非常に苦しくなってきたということ、それから値段を順次下げておりますので、もうけがだいぶ減つてきた、そういうことに実は原因しているかと思います。従いまして、この点につきましては、必要な合理化計画が達成されないのじやないかといふことで、実は非常に心配をいたしております。三十四年度、三十五年度につきましては、基本的な合理化計画、いわゆる大きな繊維坑を掘るとか、大きな巻上機を作るとか、そういう合理化のためになるような基本計画につきましては、これは資金を十分に充當いたさせまして、この点については計画通り実はやって参つておるわけでございますが、遺憾ながらその他付属的な設備、あるいは住宅とか、大きな巻上機を作るとか、そういった資金不足を生じておる。この点につきましては、これは資金を十分に充當いたさせまして、この点については計画通り実はやって参つておるわけでございますが、遺憾ながらその他の付属的な設備、あるいは住宅とか、そういう点にしわが寄つて参つておる。その関係の資金が漸次ショートしておる。この点が実は三十四、三十五年度の経過でございまして、三十六度になりますと、順位の少しあくれておるそういう合理化工事にしわ寄せするといふことが今後は非常に実は困難になつてくるのじやないかと思ひますので、この点については、資金調達について一段と努力いたさなければならぬ、こう考えておる次第でござります。

○始開委員

まあ過去のこととはしませんが、今までの合理化

うふうに非常にふえた次第でござります。三十四年度以降につきまして漸次これが減少して参つておることは、いたしましたこの表で明らかとなりでございますが、この点は、最初に御指摘のように、興長銀関係、市中銀行関係、そういうものの資金調達が非常に苦しくなってきたということ、それから値段を順次下げておりますので、もうけがだいぶ減つてきた、そういうこと

ただきましたことは、い

うふうに非常にふえた次第でござります。三十四年度以降につきまして漸次これが減少して参つておることは、いたしましたこの表で明らかとなりでございますが、この点は、最初に御指

摘要

すが、これは現在の問題ですか何か

対策を考えればまだ間に合う、こうい

うわけだと思いますが、大手十八社の

設備投資計画は当初二百七十七億だつた。その後、資金調達難の実情からこ

れがおくれて参りまして、その計画も

大体二百七十億に圧縮された。しか

し、その二百七十億が全額確保できる

のかと申しますと、どうではないよう

ないかと申しますと、実は非常に心配

をいたしております。三十四年度、三

十五年度につきましては、基本的な合

理化計画、いわゆる大きな繊維坑を掘る

とか、大きな巻上機を作るとか、そ

ういう合理化のためになるような基本

計画につきましては、これは資金を十

分に充當いたさせまして、この点につ

いては計画通り実はやって参つておる

わけでございますが、遺憾ながらその

他の付属的な設備、あるいは住宅と

か、そういう点にしわが寄つて参つ

ておる。その関係の資金が漸次ショ

ートしておる。この点が実は三十四、三

十五年度の経過でございまして、三

十六度になりますと、順位の少しあく

れておるそういう合理化工事にしわ寄

せるといふことが今後は非常に実は

困難になつてくるのじやないかと思ひ

ますので、この点については、資金調

達について一段と努力いたさなければ

ならぬ、こう考えておる次第でござい

ます。

○佐藤國務大臣

三十六年度の資金が

過日来、事務当局で大蔵省ともいろいろ折衝しておる段階でござります。で

きることならば年度までに問題を片づ

けたい、かように思つておりますが、

交渉の経過を事務当局から御説明をい

たさせます。

それで三十六年度の問題でございま

すが、これは現在の問題ですか何か

対策を考えればまだ間に合う、こうい

うわけだと思いますが、大手十八社の

設備投資計画は当初二百七十七億だつた。その後、資金調達難の実情からこ

れがおくれて参りまして、その計画も

大体二百七十億に圧縮された。しか

し、その二百七十億が全額確保できる

のかと申しますと、どうではないよう

ないかといふことで、実は非常に心配

をいたしております。三十四年度、三

十五年度につきましては、基本的な合

理化計画、いわゆる大きな繊維坑を掘る

とか、大きな巻上機を作るとか、そ

ういう合理化のためになるような基本

計画につきましては、これは資金を十

分に充當いたさせまして、この点につ

いては計画通り実はやって参つておる

わけでございますが、遺憾ながらその

他の付属的な設備、あるいは住宅と

か、そういう点にしわが寄つて参つ

ておる。その関係の資金が漸次ショ

ートしておる。この点が実は三十四、三

十五年度の経過でございまして、三

十六度になりますと、順位の少しあく

れておるそういう合理化工事にしわ寄

せるといふことが今後は非常に実は

困難になつてくるのじやないかと思ひ

ますので、この点については、資金調

達について一段と努力いたさなければ

ならぬ、こう考えておる次第でござい

ます。

○佐藤國務大臣

三十六年度の資金が

過日来、事務当局で大蔵省ともいろいろ折衝しておる段階でござります。で

きることならば年度までに問題を片づ

けたい、かように思つておりますが、

交渉の経過を事務当局から御説明をい

たさせます。

それで三十六年度の問題でございま

すが、これは現在の問題ですか何か

対策を考えればまだ間に合う、こうい

うわけだと思いますが、大手十八社の

設備投資計画は当初二百七十七億だつた。その後、資金調達難の実情からこ

れがおくれて参りまして、その計画も

大体二百七十億に圧縮された。しか

し、その二百七十億が全額確保できる

のかと申しますと、どうではないよう

ないかといふことで、実は非常に心配

をいたしております。三十四年度、三

十五年度につきましては、基本的な合

理化計画、いわゆる大きな繊維坑を掘る

とか、大きな巻上機を作るとか、そ

ういう合理化のためになるような基本

計画につきましては、これは資金を十

分に充當いたさせまして、この点につ

いては計画通り実はやって参つておる

わけでございますが、遺憾ながらその

他の付属的な設備、あるいは住宅と

か、そういう点にしわが寄つて参つ

ておる。その関係の資金が漸次ショ

ートしておる。この点が実は三十四、三

十五年度の経過でございまして、三

十六度になりますと、順位の少しあく

れておるそういう合理化工事にしわ寄

せるといふことが今後は非常に実は

困難になつてくるのじやないかと思ひ

ますので、この点については、資金調

達について一段と努力いたさなければ

ならぬ、こう考えておる次第でござい

ます。

○始開委員

まあ過去のこととはしませんが、今までの合理化

過日来、事務当局で大蔵省ともいろいろ折衝しておる段階でござります。で

きることならば年度までに問題を片づ

けたい、かように思つておりますが、

交渉の経過を事務当局から御説明をい

たさせます。

それで三十六年度の問題でございま

すが、これは現在の問題ですか何か

対策を考えればまだ間に合う、こうい

うわけだと思いますが、大手十八社の

設備投資計画は当初二百七十七億だつた。その後、資金調達難の実情からこ

れがおくれて参りまして、その計画も

大体二百七十億に圧縮された。しか

し、その二百七十億が全額確保できる

のかと申しますと、どうではないよう

ないかといふことで、実は非常に心配

をいたしております。三十四年度、三

十五年度につきましては、基本的な合

理化計画、いわゆる大きな繊維坑を掘る

とか、大きな巻上機を作るとか、そ

ういう合理化のためになるような基本

計画につきましては、これは資金を十

分に充當いたさせまして、この点につ

いては計画通り実はやって参つておる

わけでございますが、遺憾ながらその

他の付属的な設備、あるいは住宅と

か、そういう点にしわが寄つて参つ

ておる。その関係の資金が漸次ショ

ートしておる。この点が実は三十四、三

十五年度の経過でございまして、三

十六度になりますと、順位の少しあく

れておるそういう合理化工事にしわ寄

せるといふことが今後は非常に実は

困難になつてくるのじやないかと思ひ

ますので、この点については、資金調

達について一段と努力いたさなければ

ならぬ、こう考えておる次第でござい

ます。

○佐藤國務大臣

三十六年度の資金が

過日来、事務当局で大蔵省ともいろいろ折衝しておる段階でござります。で

きることならば年度までに問題を片づ

けたい、かように思つておりますが、

交渉の経過を事務当局から御説明をい

たさせます。

それで三十六年度の問題でございま

すが、これは現在の問題ですか何か

対策を考えればまだ間に合う、こうい

うわけだと思いますが、大手十八社の

設備投資計画は当初二百七十七億だつた。その後、資金調達難の実情からこ

れがおくれて参りまして、その計画も

大体二百七十億に圧縮された。しか

し、その二百七十億が全額確保できる

のかと申しますと、どうではないよう

ないかといふことで、実は非常に心配

をいたしております。三十四年度、三

十五年度につきましては、基本的な合

理化計画、いわゆる大きな繊維坑を掘る

とか、大きな巻上機を作るとか、そ

ういう合理化のためになるような基本

計画につきましては、これは資金を十

分に充當いたさせまして、この点につ

いては計画通り実はやって参つておる

わけでございますが、遺憾ながらその

他の付属的な設備、あるいは住宅と

か、そういう点にしわが寄つて参つ

ておる。その関係の資金が漸次ショ

ートしておる。この点が実は三十四、三

十五年度の経過でございまして、三

十六度になりますと、順位の少しあく

れておるそういう合理化工事にしわ寄

せるといふことが今後は非常に実は

困難になつてくるのじやないかと思ひ

ますので、この点については、資金調

達について一段と努力いたさなければ

ならぬ、こう考えておる次第でござい

ます。

○佐藤國務大臣

三十六年度の資金が

過日来、事務当局で大蔵省ともいろいろ折衝しておる段階でござります。で

きることならば年度までに問題を片づ

けたい、かように思つておりますが、

交渉の経過を事務当局から御説明をい

たさせます。

それで三十六年度の問題でございま

すが、これは現在の問題ですか何か

対策を考えればまだ間に合う、こうい

うわけだと思いますが、大手十八社の

設備投資計画は当初二百七十七億だつた。その後、資金調達難の実情からこ

れがおくれて参りまして、その計画も

大体二百七十億に圧縮された。しか

し、その二百七十億が全額確保できる

のかと申しますと、どうではないよう

ないかといふことで、実は非常に心配

をいたしております。三十四年度、三

十五年度につきましては、基本的な合

理化計画、いわゆる大きな繊維坑を掘る

とか、大きな巻上機を作るとか、そ

ういう合理化のためになるような基本

計画につきましては、これは資金を十

分に充當いたさせまして、この点につ

いては計画通り実はやって参つておる

わけでございますが、遺憾ながらその

他の付属的な設備、あるいは住宅と

か、そういう点にしわが寄つて参つ

ておる。その関係の資金が漸次ショ

ートしておる。この点が実は三十四、三

十五年度の経過でございまして、三

十六度になりますと、順位の少しあく

れておるそういう合理化工事にしわ寄

せるといふことが今後は非常に実は

困難になつてくるのじやないかと思ひ

ますので、この点については、資金調

達について一段と努力いたさなければ

ならぬ、こう考えておる次第でござい

ます。

○佐藤國務大臣

三十六年度の資金が

あります。開銀資金そのものを今この際いかがするとかいうことはまだ早いように思いますが、実施計画等ともあわせて見まして、必要な手続を実施の途中において考えると、いうことにしてかかるべきだと思つております。

○始閑委員 次に、問題をちょっとと変えまして、いわゆる整備資金、退職金の金融の問題でございますが、これは先ほど大臣もちよつとお触れになりましたが、この点は一つできるだけ改善を加えたいと思つております。

れば、将来適當な時期といたることではなしに、できるだけ早い機会にもう少しこれをやすようなことを考えて、ただくことが適當ではなかろうかと思うのでございますが、大臣の御所見を伺いたいと思います。

ては、全体で百億というふうに実は考
えまして、いろいろ予算要求をいた
したわけでございますが、どうして百億
億ということを考えたかと申します
と、炭鉱離職者の数が全体で七万七千
人という非常に大きな数字になるわけ

の炭鉱の経理の状況、その他物価の値上がりの関係、それから離職者に関する問題等からしまして、千二百円引き下げを若干やるやかにと申しますが、時期を繰り延べてやつてもらいたいといふ要望が業界等にすいぶんあるよう

—
—
—

あるかもしれません。これは石炭局長にお尋ねをいたします。この表を見ると、ますと、近代化資金の三十五年度貸付が七億、三十六年上期で七億、この近

したが、現在では非常に重要な意味を持つてゐると思ひます。先般杵島炭鉱では、争議のあと、退職者が決定したのでありますけれども、退職金の調達ができないために数カ月間も退職者に

○佐藤国務大臣 これは、今の予算の成立といいますか、衆議院を通りましたばかりで、参議院にまだかかるて審議の最中でございますから、これをふやすということはなかなか容易ではない

でござりますが 実際は出たり入ったりする関係もございまして、純減としましては二万七千人程度というふうに考へたわけでござります。この場合に、実際に事業団が買収する山をござ

お差しつかえのない範囲で大臣の御意見をお聞かせ願いたいと思います。
○佐藤国務大臣 財政投融資の関係の資金につきましては、随時増減が

大手十八社の重要性からいいまして、こういう数字はちょっと納得ができるが、これねるのですが、これは合理化事業団の怠慢か、どういう事情によるのか、ま

うでございまし、首切りを獎励する
資金ということではございませんで、
労使双方が納得済みであるといふの
に、金がないためにそのことがうまく

ことは、一面安心というよりもどちらかと思いますが、同時にまた、退職者の出方の問題がござりますし、また先ほどちょっと触れましたように、

ありがとうございます。退職金の規定のある
そういうた鉢山の中で、実際に退職金
金融としてわれわれが対象として考え
なければならぬものを一応一万二千人

可能でございますから、必要に応じまして、その手当をしたいと思います。
最後に炭価の千二百円下げの問題でございますが、千二百円下げをめぐり

○今井(博)政府委員 近代化資金は、
全体といたしまして三十六年度は二十一
二億程度の金額でござります。三十五
年、三十六年のこの表では非常に少な
いと御説明を願います。

はだ困る問題でございまして、これが
ひいては炭鉱の經營を圧迫したり、あ
るいは合理化を阻害するというような
結果を招来しているのであろうと存じ
ます。こういつこようを強め、一段

して、そういう意味から、適当にこれを使ってみたい、かのように実は考えております。今すぐふやせといわれましても、すぐそろ簡単にふえるものではございませんが、まことにこれが

的な退職金というものを職員と工員に分けてはじきましたのが、百億というわけでござります。しかし実際はもつと要るわけでございますが、最小限度確保しておしまふのがうまいのです。

そらく、三十五年度は、合理化事業団がこの仕事を始めるのが、法律の改正が、国会の関係で一度流れ、それからあとで成立したというふうなことを

的に申しまして、いわゆる金融サービスでは資金の調達が困難でございますが、特に石灰産業の現状では非常に困難だと思うのであります。そういうた
よな趣旨から、先般の予算決定の際

計上されたりますと、あるいは退職者を非常にたくさん出すんじやないかといつておしかりを受けるかもわかりません。必要な資金には事欠かさないような使い方があるんじやないか、か

○始業式典 ただいままで私がお尋ね
しましたところは、結局問題が三点に
帰するのでございまして、三十六年度
として、百億といふものを考えて、いる
わけでございます。

なつておりますが、これはいろいろな
期におきましても数字は非常に小さく、
と私は思います。なお三十六年度の上半
期におそかつた、その関係によるものか

これまでのところは、この法律が適用されることはなかったのです。しかし、この法律が今この委員会にかかるおりまして、まだこれを通過もさせないのにいろいろ言葉のは、ちょっとどうかと思

○始閑委員 大臣のお話でござります
が、局長、三十七年度の退職金と申し
ますか、その所要見込み額といふもの
は大体見当がついているんだらうと思

が急速にお考え願いたい」ということが一つ。退職金は非常に足りないので、これは先ほど大臣のお話にもございましたが、年度初めの比較的の早期に何と

の大きな欠陥かと思いますが、まあ手続の関係等でそういうふうに上期は実際非常に少ない、こういう事情だらうございまして、この点は資金の出し方の

いう金でござりますと、たとえば三井一社分にも足りない。目下の事情から申しますと、やや焼け石に水の感があるのではなかろうかと思うのでござりますが、これは年度が始まつたばかりでござりますけれども、しかしでき得

理化事業団の保証などで自己調達での
きる額というものはどの程度あるかと
いうことをお尋ねいたします。

は、開銀資金等についても、期の途中
ということになると思いますが、善処
いたがたい、また、できるだけ考え
たいということでございますので、一
つ御審査をお願いいたしまして、私の
質問を終わりますが、最後に一点、現在

れもて作るといふ、おにいにほしかない事情があります。と申しますのは、石油の方は非常に乱売していく、だんだん安くなつておるということでありますから、千二百円下げを計画したときはその根本も変わっておりますが、さらによつた、当時予想しなかつた事情が

いか、プラスになるのではないかといふ話ですが、だから、首を切つたり資金を下げるところに合理化のねらいを集中しているのではない、こう私は指摘をする最大の理由があるのですよ。この点をよく考えてもらいたいと思うのです。ですからやはり近代化資金なり設備資金については、少なくとも——今よたよた歩いているわけなんですね、これは注射をするのではなくして、むしろ何か血液をその人からほかの人に輸血をするような格好で取り上げる、こういうよだんな方向で今の政策を行なわれておると思うのですね。ですからすんずん弱まって、歩けなくなるのはあたりまえのことなんですね。ですから、石炭産業は普通の状態ではないのですから、元気のいい人でも輸血した場合には少し休まなければならぬのですから、そういう意味で特に資金問題については、国会の決議もありますから、いずれあらためて詳しく述べる所でありますから、この問題は質問したいと思いますが、特段の検討を願いたいということを要請いたしておきます。

御承知の通りに、さきに二十九国会になりますと、としてして最大公約数の妥協の産物といったような、そういう形の提案、決議というものがなされるわけでござりますけれども、石炭危機打開の決議案というのは、事前に各党で十分に慎重に案文を作ることについても討議を重ねて、そしてあのようないきの決議というものがなされたわけであります。従いまして、今度の四十回国会においては、石炭産業の安定のために相当長期的な法律案の提案がなされ、また予算の計上もあるのじやないか、そりして期待を私どもは持つておつたわけでござりますけれども、あたをあけてみますと、予算にいたしましても非常に少ない、また法律案にいたしましますと、離職者臨時措置法といふのは別といたしまして、通産省関係では、今議題となつておるこの二つの法律案、それから保安法の改正、そろいつたよくなことになつておるようであります。合理化法の一部改正にいたしましても、決議の中に盛られた鉱区の調整の問題であるとか、あるいは流通機構の整備の問題、そりつた石炭産業の恒久的な対策といったようなものは、法案の中には出でていません。どうひいき目に見ましても、これは首切りを中心とした合理化を強く推し進めていく、そうした内容であるというように見られるわけであります。特に私がこれからお尋ねしてみようと考えておりますこの産炭地域振興事業団、この法律は、産炭地域振興臨時措置法といふ法律の趣旨に沿つて提案された、私

はそのように理解いたしております。ところが、先日私が質疑をいたしましたのは、この産炭地域振興臨時措置法の目的の中についた石炭の需要の安定的拡大をはかつていく、このことが削除されておるわけであります。私どもは、この事業團というものは、やはりこの石炭需要の安定的拡大をはかつていく、このことがこの事業の中であるべきだというように期待をするわけでありますけれども、このことは削除されておる。どうしてこれを削つたかということを私がお尋ねをいたしましたと、当初の通産省の草案にはこれは入つておつた、しかし、いろいろと関係方面との折衝の結果、これは除いたのだ、しかしこれは除いたけれども、石炭需要の安定的拡大をはかつても、これはやれる、そりいつたような答弁であつたのでござります。しかし、この法案の中身を見てみますと、そうした答弁では私どもはどうしても満足できない。大臣はこの点に対してもどのようにお考えになつておられるか、まずその点を伺つてみたいと思います。

しておるわけではございません。予算の金額等については非常に不十分であり、不満足でございます。しかししながら、とにかく新規なものが計画できる、これは非常な前進だと思思います。とりもなおさず各党の御鞭撻の結果だ、かように私ども感謝いたしております。

そこで、今でき上がっております事業団にいたしましても、そういう見方方が一つあるわけであります。とにかく順次次回へ一応店舗を開きをした。これから順次内容も整備される、かように考えてしかるべきだと思います。そこで、積極的にこの事業団で発電所まで經營さざかどうかという問題になるわけであります。すでに御承知のように、電力の関係については、電力の一応の統制ができるおりまして、これからもまた、このからもう少しかるべきだと思います。可能な範囲のものについては、そちらに譲つてもしかるべきじゃないだろうか。これがまあ、山元発電について積極的に協力の意図を示しております。可能な範囲のものについては、そちらに譲つてもしかるべきであります。私は、今の山元発電等が不十分だ、こういう結論になれば別でございますが、ただいまのところで一応の要望には沿う得る、むしろ資金計画を豊富にしてやるならば、山元発電による火力、これは将来も見込みがあるものだ、かように実は考えておりますので、事業団があえてそこまで手を出さなくてもいいのぢゃないか、実はかように思つておりまして、むしろこの炭鉱地自身で新しい事業を導入する、こういう事柄にこの事業団が働きかけることが、労務の移動等の面から見てもいいのぢゃないか、ある

いはまた炭鉱ででき上った都市、市町村にいたしましても、やはりその場所に事業を持つてくることが町村の疲弊を防ぐことになるんじやないか、事業団は幅広く仕事をするように指導してみたらどうだ、そういう意味で市町村なり、また関係の方々の御協力を願うべきじやないだらうか、実はだいまでように考えておるのでござります。私はこの産炭地の振興あるいは炭鉱の合理化等につきましても、これがはたして可能かどうかわかりませんが、炭鉱経営者はもう一から十まで全部炭鉱經營に終始する、ここにくぎづけするといふことはほどもますずんじやないのか、もう少し幅広く經營の範囲の拡大もできるんじやないだらうか、これは現にドイツなどでも、炭鉱經營者が電力を作つたり、あるいはまた石油などで手を出しておる。やはりどんどん範囲を拡大していくて、従業員をその方面にも吸収していくくといふよしな処置をとられるわけであります。私は、地方の衰微といふようななこともあわせ考へると、もう少し經營の範囲が拡大される、その適当な職種をやはり考えだらうか、こういうふうに私は相当幅広く考へておるつもりでござります。他の面で經營可能な方は、その行政指導と相待つて、それを進めていく、そういうことが望ましいんじやないかなといふよりな気持がしております。

危険性があるんですね。炭鉱本来の業務から、だんだん乖離する可能性があります。会社自体はよくなるけれども、日本の石炭産業はよくならぬという、こういう事態が起ころる。それは石炭に関連をする点はいいでしょ。しかし観光なんかにどんどん金を出したことはやっぱり問題が起ります。これはモラルの問題が非常に出ておるのですね。とにかく今の経営者はモラルがないということを言わておるのですよ。この問題とやっぱり本業を放擲して、炭鉱に金を貸したつもりでおつたら別のところに投資されておつたといふようにひもはつきませんからね。こういう事態も起ころるんですね。問題は、たとえば炭鉱労働者の雇用を吸収するための事業であるとか、あるいは石炭産業をさらに安定させたための事業であるとか、これが必要ではないかと思うのですが、一つその限界を、抽象的だけつこですが、お示し願いたい。

○佐藤國務大臣 もちろん本業を忘れ

地の繁栄というか、それが結びついてしまうことです。だから石炭自身ももちろん大事でござりますが、やはり、これはもう安定産業、基礎産業たる、個々の具体的な場所については、その山自身も閉鎖しなければならないような場所も出てくる。しかも従業員は全員をそぞらめざるを得ない。あるいは、それについてやはりかわつたものを見つけてくる。これは国もそういうことを一つ考えていく。これは国もそういうふうかわったことを考えますが、考えるのではなくばかりじゃない、事業者自身もつづき込めば、また機械さえつぎ込めば、これが必要ではないかといふこと実は私申し上げたのです。りつぱな山があつて、その山の經營に金さえかかる、かうなことを申すわけじゃございません。だからそういう意味で、この事業団はやはり幅広くやるべきじゃないか、また山自身に見込みがかかる、そして雇用対策といつても、甲の經營者がそこを見捨てることもやうなこともあります。ところが肝心の石炭地振興、石炭需要の安定的拡大をやっていく、そして雇用対策といつても、必ずそれにかわつた者が出てきて、その山の經營をするに違ひないかということを私は言っている。だから石炭といふことはもちろん大事なことでござりますし、産炭地振興などまで銘打つておるのですから、産炭を第一に考えるというのは当然であります。産炭地振興じやないか、それが唯一の産炭地振興じやないか、これは非常にわかりいい議論だと思います

地の繁栄というか、それが結びついてしまうことです。だから石炭自身ももちろん大事でござりますが、やはり、これはもう安定産業、基礎産業たる、個々の具体的な場所については、その山自身も閉鎖しなければならないようになります。そうすると、やはりかわつた事業がその土地に興らないと、その町村は疲弊してしまって、その町村は疲弊してしまうことになります。だから石炭自身ももちろん大事でござりますが、やはり、これはもう安定産業、基礎産業たる、個々の具体的な場所については、その山自身も閉鎖しなければならないようになります。そうすると、やはりかわつた事業がそ

の土に興らないと、その町村は疲弊してしまって、その町村は疲弊してしまうことになります。だから石炭自身ももちろん大事でござりますが、やはり、これはもう安定産業、基礎産業たる、個々の具体的な場所については、その山自身も閉鎖しなければならないようになります。そうすると、やはりかわつた事業がそ

の土に興らないと、その町村は疲弊してしまって、その町村は疲弊してしまうことになります。だから石炭自身ももちろん大事でござりますが、やはり、これはもう安定産業、基礎産業たる、個々の具体的な場所については、その山自身も閉鎖しなければならないようになります。そうすると、やはりかわつた事業がそ

の土に興らないと、その町村は疲弊してしまって、その町村は疲弊してしまうことになります。だから石炭自身ももちろん大事でござりますが、やはり、これはもう安定産業、基礎産業たる、個々の具体的な場所については、その山自身も閉鎖しなければならないようになります。そうすると、やはりかわつた事業がそ

の土に興らないと、その町村は疲弊してしまって、その町村は疲弊してしまうことになります。だから石炭自身ももちろん大事でござりますが、やはり、これはもう安定産業、基礎産業たる、個々の具体的な場所については、その山自身も閉鎖しなければならないようになります。そうすると、やはりかわつた事業がそ

の土に興らないと、その町村は疲弊してしまって、その町村は疲弊してしまうことになります。だから石炭自身ももちろん大事でござりますが、やはり、これはもう安定産業、基礎産業たる、個々の具体的な場所については、その山自身も閉鎖しなければならないようになります。そうすると、やはりかわつた事業がそ

しょうし、われわれ公益事業局といふたまでは、極力ねじを卷いて、このしましては、極力ねじを卷いて、この十月の審議会には出せるというよくなところで、せつかく努力中でござります。きまつたというわけではございませんが、その方向で微力を尽したいと考えております。

おるようあります。大へんしあわせに思ひますので、ぜひともこれは実現するように、最善の努力は払っていくつもりです。

実は困難な問題である。これは地方の方であります。今言われますように、この大目的はやはり産炭地発電といいますか、せつからく出でている石炭を使ふこと、また使らならばもつと掘り出せること、こういう状況にあるのでございますから、いすれにしても緻密な石炭火力発電の計画を立てることを一そうち実現

らぬ。そういう関連するものをこの事業団は強力に、積極的に推進していく役割を果たす、こういうことであるといふように確認してよろしくうございりますね。

思いますので、これは全部が監視する
ようにしたいと思います。

○中村(重)委員 そこで、あとでいろ
いろ問題を起こさないために怠を押し
ておきたいのですが、この十九条で業
務の範囲をきめておるわけです。と
ころが三十六条で、この十九条に示す
業務以外の業務をやつたならばこれは
罰則規定がある。この十九条を見ると

大体三十七年度に決定していただきまして、それが蘇勵いたしますところには、三百万トンくらいの精炭になるわけですね。三百万トンといいますと、低品位炭がかなり出てくるわけです。鉄道のような石炭は、どちらかといえは、かなり長距離輸送をしなければならないのですから、悪い石炭を輸送するというのは、日本経済から見るとマイナスなんです。あそこの需要を見るところ、大体五億キロワット・アワーくらいあるわけですね。ですから、七万五千キロワット・アワーの発電をやれば、大体需要がまかなえる、こういうことになる。すでに水力の関係で事故が起こりまして、ちょうど正月であつたものですから、被害は比較的少なかつたのですが、それでも一億を優にこえている被害が起つておる。ですから、精炭のいいのを輸送して、悪い石炭は地元で消費するという体制が全國的には必要ではないか、それがためには、やはり今長距離輸送をする関係で十分な活用ができるといい、また比較的低品位炭も輸送しなければならぬ、こういう状態にありますから、早急にそれをきめてもらいたい、こう要望しておきたいと思います。

は、西日本火力は第一期、第二期と計画が続いたわけですが、電発関係の場合は一期工事だけ計画をして、二期工事にかかるまでの間にかなりブランクが今あります。そうすると、結局金利の面からいっても、施設の計画からいってもむだになる。ですから、これはやはり遠賀川の汚水処理と関連をして、そういう遠賀川の改修、それと一緒に合わせて早急に計画をしてもらいたい。と申しますのは、電力会社すなわち九電力の入っている場合は、自分のところで使いますから、比較的そのまま子にしないのですが、今、電発の関係は、九電力と関係がないといふので、比較的そのまま子にしておる。ですから、先に生まれた子があとに生んで、あとから生まれた子が続いて二人も生んだ、こういう形になつておるわけですよ。これも私は全体の計画から見ると、やはりマイナスの面があるのじゃないか、こう考えますから、早く汚水処理の計画と一緒に推進をしてもらいたい。

ども検討を進めて参りたいと思いま
す。その意味では、通産省は、それぞれ
れ局は違いますけれども、非常に連携
がよくとれております。十分御期待に
沿うことができるのじやないか。一そ
う努力するつもりでございます。

○中村(重)委員　火力発電の問題は、
いろいろ今質疑が行なわれたのでござ
が、私も、この事業団に火力発電は好
ひやらせなければならぬ、そういう觀
點なことを言つておるわけではあります
せん。また決議案でも、そのことは必ず
ひ事業団にやらせなければならなん
だときめつけていないわけです。しか
し産炭地振興、こういうことで石炭需
要の拡大をはかつていくんだといふこと
とを強くこの決議は主張しておるわけ
ですね。それに基づいてこの事業団と
いうものは作られた。ですから、先ほ
ど大臣が御答弁されたように、産炭地
という名称がついている。そこで、石炭
炭の生産であるとか需要という問題を
推進をしていくということは、これほど
事業団としては当然なことだ、こうい
つたような御答弁であった。かつま
た、先日の委員会において私の質問に
対して、政務次官並びに局長もその通
り御答弁になつた。この事業団で石炭
の需要を確保していく、これに伴つて
当然生産も拡大をしていかなければな
り御答弁になつた。この事業団で石炭

す。けれども、なかなか経営者自身が思ふ通りにいかない。産炭地の学校で、給食用に石炭を使わないでガスを使つたり、あるいはまた、産炭地の近くにできる新しい工場が、わざわざ港から相当奥まで重油を取り寄せて、そうしてその工場のモーターを動かす、こういふようなものがあるのですね。これはやはり政府自身が氣をつけなければなりませんが、また炭鉱經營者自身が炭の売り込みの努力もいたしましょうけれども、やはりみんながこの産炭地振興といふ、石炭産業を育成強化するという、そういう気持にならないと、なかなか効果が出てこないと思います。具体的に申しますと、中村さんも御承知のように、北海道で製糖会社ができる、製糖会社がわざわざ重油を使う、私など非常に憤慨した方で、そんなところで重油を使うなら、そんな製糖会社は作らぬでもいいとまと言つた次第です。だからみんながそのつもりになつてやれば、確かに経済性から見ても、山元に近いところの工場なら安いのです。ただ重油を使うことがいかにも近代的であつて、石炭を使うのは旧式だというような気持がどこかにある、これはとんでもないことだと思います。そういう意味で一般のP.R.が非常に大事だ、こういうふうに

と、石炭の需要の安定的確保をはかつていく事業というものは、ここでは行なわれないのです。先ほど大臣が答弁された、いわゆる石炭産業といふものがなくなってしまった、そしてその他鉱工業を興していく、そういうことのみにこの業務が限定されておるということです。これ以外のことやつたならば罰金三万円を課せられる。それから十三条によると、理事長とか理事は非行行為、法律に反する行為をやつたというので首を切られてしまり、こういう規定になつておる。これはまさに問題があるわけです。これはどういうことでそうなったのか、この関係はどうならうなのか、その点を明らかにしておいてもらいたい。

○今井(博)政府委員 法律の第十九条に業務の範囲をきめておりまして、その範囲外にわたるならばもちろんこれは罰則の適用があるわけであります。従つて、それ以外の仕事をいたします場合は、法律の改正を必要とするわけであります。

○中村(重)委員 そういうでたらめな答弁では困る。事業團はこういふことをやることを目的とするのだという法律を、あなたはお作りになつた。その目的に基づいて、十九条の「業務の範囲」をお作りになつた。この業務以外のこと

は、西日本火力は第一期、第二期と計画が続いたわけですが、電発関係の場合は一期工事だけ計画をして、二期工事にかかるまでの間にかなりブランクが今ありそうなんです。そうすると、結局金利の面からいっても、施設の計画からいってもむだになる。ですから、これはやはり遠賀川の污水処理と関連をして、そういう遠賀川の改修、それと一緒に合わせて早急に計画をしてもらいたい。と申しますのは、電力会社すなわち九電力の入っている場合は、自分のところで使いますから、比較的そのまま子にしないのですが、今、電発の関係は、九電力と関係がないといふので、比較的そのまま子にしておる。ですから、先に生まれた子があとになつて、あとから生まれた子が続いて二人も生んだ、こういう形になつておるわけですよ。これも私は全体の計画から見ると、やはりマイナスの面があるのぢやないか、こう考えますから、早く汚水処理の計画と一緒に推進をしてもらいたい。

○佐藤国務大臣 遠賀川の汚水処理は、もうずいぶん長くいわれております。もう多賀谷さん御承知のように、今の総理が通産大臣時分非常に積極的な計画を進めたわけでありますから、なかなか思うように進まない。それほど

大体三十七年度に決定していただきましたと、それが稼働いたしますところには、三百万トンくらいの精炭になるわけですね。三百万トンといいますと、低品位炭がかなり出てくるわけです。剣路のような石炭は、どちらかといえは、かなり長距離輸送をしなければならないのですから、悪い石炭を輸送するといふのは、日本経済から見るとマイナスなんです。あそここの需要を見るにと、大体五億キロワット・アワーくらいあるわけですね。ですから、七万五千キロワット・アワーの発電をやれたものですから、被害は比較的少ないことになる。すでに水力の関係で事故が起りまして、ちょうど正月であつたものですから、被害は比較的少ないのですが、それでも一億を優にこえている被害が起つておる。ですから、精炭のいいのを輸送して、悪い石炭は地元で消費するという体制が全國的には必要ではないか、それがためには、やはり今長距離輸送をする関係で十分な活用ができるでないし、また望しておきたいと思います。

○佐藤国務大臣 これは、偶然にも皆君と私たちの政府側の考え方とが一致しておきたいと思います。

ども検討を進めて参りたいと思いま
す。その意味では、通産省は、それぞれ
れ局は違いますけれども、非常に連携
がよくとれております。十分御期待に
沿うことができるのじやないか。一そ
う努力するつもりでございます。

○中村(重)委員　火力発電の問題は、
いろいろ今質疑が行なわれたのでござ
が、私も、この事業団に火力発電は好
ひやらせなければならぬ、そういう觀
點なことを言つておるわけではあります
せん。また決議案でも、そのことは必ず
ひ事業団にやらせなければならなん
だときめつけていないわけです。しか
し産炭地振興、こういうことで石炭需
要の拡大をはかつていくんだといふこと
とを強くこの決議は主張しておるわけ
ですね。それに基づいてこの事業団と
いうものは作られた。ですから、先ほ
ど大臣が御答弁されたように、産炭地
という名称がついている。そこで、石炭
炭の生産であるとか需要という問題を
推進をしていくということは、これほど
事業団としては当然なことだ、こうい
つたような御答弁であった。かつま
た、先日の委員会において私の質問に
対して、政務次官並びに局長もその通
り御答弁になつた。この事業団で石炭
の需要を確保していく、これに伴つて
当然生産も拡大をしていかなければな
り御答弁になつた。この事業団で石炭

す。けれども、なかなか経営者自身が思ふ通りにいかない。産炭地の学校で、給食用に石炭を使わないでガスを使つたり、あるいはまた、産炭地の近くにできる新しい工場が、わざわざ港から相当奥まで重油を取り寄せて、そうしてその工場のモーターを動かす、こういふようなものがあるのですね。これはやはり政府自身が氣をつけなければなりませんが、また炭鉱經營者自身が炭の売り込みの努力もいたしましょうけれども、やはりみんながこの産炭地振興といふ、石炭産業を育成強化するという、そういう気持にならないと、なかなか効果が出てこないと思います。具体的に申しますと、中村さんも御承知のように、北海道で製糖会社ができる、製糖会社がわざわざ重油を使う、私など非常に憤慨した方で、そんなところで重油を使うなら、そんな製糖会社は作らぬでもいいとまと言つた次第です。だからみんながそのつもりになつてやれば、確かに経済性から見ても、山元に近いところの工場なら安いのです。ただ重油を使うことがいかにも近代的であつて、石炭を使うのは旧式だというような気持がどこかにある、これはとんでもないことだと思います。そういう意味で一般のP.R.が非常に大事だ、こういうふうに

と、石炭の需要の安定的確保をはかつていく事業というものは、ここでは行なわれないのです。先ほど大臣が答弁された、いわゆる石炭産業といふものがなくなってしまった、そしてその他鉱工業を興していく、そういうことのみにこの業務が限定されておるということです。これ以外のことやつたならば罰金三万円を課せられる。それから十三条によると、理事長とか理事は非行行為、法律に反する行為をやつたというので首を切られてしまり、こういう規定になつておる。これはまさに問題があるわけです。これはどういうことでそうなったのか、この関係はどうならうなのか、その点を明らかにしておいてもらいたい。

○今井(博)政府委員 法律の第十九条に業務の範囲をきめておりまして、その範囲外にわたるならばもちろんこれは罰則の適用があるわけであります。従つて、それ以外の仕事をいたします場合は、法律の改正を必要とするわけであります。

○中村(重)委員 そういうでたらめな答弁では困る。事業團はこういふことをやることを目的とするのだという法律を、あなたはお作りになつた。その目的に基づいて、十九条の「業務の範囲」をお作りになつた。この業務以外のこと

をやるならば、三十六条による罰則といふものがあるのです。まだこの事業を遂行もしないでおいて、肝心な目的の中においては、私がいろいろと指摘いたしましたような石炭需要の安定的確保はやるんだ、この目的の中に入つていなくとも、当然事業団の業務としてやるんだし、やれるんだと御答弁になつた。また私が確認をいたしましたように、大臣もその通り御答弁になつた。それ以外の業務をやるならば、法律を改正すればいいのだといふようなことは困る。全然予測しないような事業が将来興るという場合は、ただいまのあなたの答弁によろしいわけです。そりやないですよ。これは当然やるんだということがはつきりしておる。この事業団の主たる仕事であるということを御答弁になつておる。その御答弁になつたことが、三十六条においては罰則規定という形において排除される、こういうことになります。法律を改正すればやれるんだといふことです。どうです。

○佐藤國務大臣 中村さんは何か具体的に、どういう仕事をやつたらといふことでもお考えになつていらっしゃぬですよ。

○佐藤國務大臣 中村さんは何か具体的に、どういう仕事をやつたらといふことでもお考えになつていらっしゃぬなければならない。第一条に書いた

のでしょが、今予想しておる面から見ますと、一通り仕事をできると思つております。また発電事業そのも

をやるならば、三十六条による罰則といふものがあるのです。まだこの事業を遂行もしないでおいて、肝心な目的の中においては、私がいろいろと指摘いたしましたような石炭需要の安定的確保はやるんだ、この目的の中に入つていなくとも、当然事業団の業務としてやるんだし、やれるんだと御答弁になつた。また私が確認をいたしましたように、大臣もその通り御答弁になつた。それ以外の業務をやるならば、法律を改正すればいいのだといふようなことは困る。全然予測しないような事業が将来興るという場合は、ただいまのあなたの答弁によろしいわけです。そりやないですよ。これは当然やるんだということがはつきりしておる。この事業団の主たる仕事であるということを御答弁になつておる。その御答弁になつたことが、三十六条においては罰則規定といふ形において排除される、こういうことになります。法律を改正すればやれるんだといふことです。どうです。

○佐藤國務大臣 中村さんは何か具体的に、どういう仕事をやつたらといふことでもお考えになつていらっしゃぬですよ。

○佐藤國務大臣 中村さんは何か具体的に、どういう仕事をやつたらといふことでもお考えになつていらっしゃぬなければならない。第一条に書いた

のでは、なるほどこれはやらないことになつておる。何かこれにあえて抵触するようなものがござりますか。一応こういう事例がある。これはどうだといふよろしくな具体的な問題があればともかくですが、私は一通りこの一条と十九条を関連して読んでみて、今まで予想されているものは一通り入るようになります。のじやないか。今あなたは私の質問に対してもあります。さつき私が申した言葉が、あるいは誤解を受けておるかも

なことは全然お考えになつておらぬのか、こういうことを私あなたに反対しなければならぬことになる。先ほどの御答弁になつたことは、うそなんですか、こういうことになる。生産であるとか需要の確保といふようになりますが、私は一通りこの一条と十九条を関連して読んでみて、今まで予想されているものは一通り入るようになります。のじやないか。今あなたは私の質問に対してもあります。さつき私が申した言葉が、あるいは誤解を受けておるかも

ら、そこでやるのだ、こんなつておるわけです。そこでわれわれが主張するのは、もちろんそういう原則は認めるけれども、発電をしないということはことは認められるけれども、石炭と電力とのこれからのは話し合いかいろいろあるではないか、そういう場合に事業団はいかなる発電もしないのである、こととはよろけれども、その場合に積極的に予算をつけてやる、今打ち出すのではない、やり得るということをこの事業団の事業範囲に含めておいて、あと認可するのは通産省があるわけですから、事業計画は全部通産省がやるのだから、その前の根拠を持つていなければ、事業団といふものは弱いではないか、こういうことをわれわれは主張して、実は前に私から石炭局長に質問しておるわけです。この点はベンディングで残っている問題なんです。通産大臣としては、こういう調整をはかつたり、いろいろな将来の展望に立つて考える場合に、今すぐやるということを言わなくとも、やり得る根拠だけは持つ必要があるのでないか、こういふきわめて親切な質問をしておるわけなんですね。この点いかがですか。

をいたした結果が、自分たちの方で三百万トンの引取長期契約をする、これで十分信頼していただけるだろう、こういうことで、しかばら私どももそういう方向で指導していいじゃないか。先ほど、通産省内で企業局と石炭局の連絡が十分とれておると言いましたのも、そういう意味なのであります。私はこれを非常に強弁して、あえてそれを作らなかつたことを落度でないと申すわけでございませんし、ただいまのような経過でこれをはずしました。この点を御了承いただきたいし、またただいまの状況ならば、みずからが発電計画事業をやらなくても、石炭の需給の点では御心配はかけなくて済む、こういう感じが実は強くいたしております。将来非常な必要性に迫られれば、これは先ほど今井局長から御説明いたしましたように、その事業を追加することも必要だと思います。ことしなどはわずかな金額でござりますし、まだようやく店を開くという程度で、その中身までとやかく言うのはちょっとおもはゆい感じがござります。とにかく一応これで店を開かしていただいたて、その運転上からの必要に迫られたときに、法律そのものも必要なら改正しますし、資金的にも十分なものをつけしていくようにしたいものだ、かように思つております。

といふ感じがする。だから法文を修正するとか改正するとかということは別にして、解釈でやることもできるのだ、しかしそれは主たる事業としてやらないのだと、よほどのこととでなければ、事情変更がなければやらないのではあるようなものでなければならぬではないだらうか。この事業團を作つたんですから、来年度も予算がつくわけですが、当面の事業としてやらぬといふことは当然言い得るわけだが、解釈からいってこれはやり得るのだ、しかし当分はやらぬのだ、よほどの事情変更がなければやらぬのだ、こういう意思統一が必要ではないかといふ考え方なんですが、いかがでしょう。

○佐藤國務大臣 それは、いろいろ法文の作り方があるうかと思います。しかしこの種のいわゆる政府機関は、仕事の範囲を明確にして、そして民間事業との競合を避ける、そういう建前が実は望ましいのじやないか。この辺になりますと、あるいは政党の立場の主張もあろうかと思ひますが、そういう意味で私どもとしては、なるべく明確に書くといふ考え方でござります。

○多賀谷委員 実は大臣、電源開発促進法を審議いたしましたときに、政府提案では電発は水力のみやる、火力は九電力やるという考え方であつたのが、国会で修正して火力を入れたのです。そして若松に、電発が低品位炭を初めて使つたから、西日本火力ができるのです。その経緯を見ると、そのとおり修正された議員に先見の明があつたことを喜ぶわけです。電力が今資金がなくていろいろお困りの状態である。それは石炭の方がなお困った状態です

が、しかし道を開いておくことは必要じゃないかと思うのです。ですからそれで石炭需要の拡大といふのは、あるいは石炭需要の確保といふのは、率直に言つて、電気会社と石炭会社が合併すればいいと思う。われわれでやりますけれども、石炭需要の拡大といふのは、あるいは石炭需要の確保といふのは、率直に言つて、電気会社と石炭会社が合併すればいいと思う。そのくらい一般炭は電力にその需要を仰ぐわけですから、産炭地振興法が石炭需要の拡大ということを、鉱工業の急速な発展のほかに、特に振興法の中に目的を二つ入れた。この点を考えると、この産炭地事業団の方は一つの目的だけで生きておる、両輪のうち片一方だけでいいいるという形ですね。ですからこれも一つ、需要素拡大の面から火力発電というのを入れられたらどうか、こういう皆さんの御議論です。それに対してもう一歩お考えですか。

取約をしたということは、これはよろしくやつたと実はほめたいただきたいところなのでございまが、そういうこともありますので、やはり協力ができるような態勢が望ましい、実はかよろしく思つておるわけであります。お前の方がどうしても引き取らなければ、こつちはどんどんやるぞ、こういうところになりますが、それでは、やつて、その電力を買つてくれないと、どうなるのか、電力を作つただけではどうしようもないのですから、やはり今ある九電力の線に乗せなければならぬし、そして今度は、石炭ではなくて電力としてそこへ売らなければなりません。そういうようなことなど考えますと、やはり関係業界の協力を得るといふことです。これが実は望ましいことだと思います。あえて私皆様方の審議なさることについて異を唱えるわけではありませんが、行政の面から申ししますと、関係業界の協力を得ること、これが望ましいと思います。特にその点を一つ御考慮いただきたいと思います。

わけですか、第一条の目的からわざわざはすしたということ、そこから十九条の業務となつて、いるところが実は問題になりますから、私はこの点を強く主張したわけです。ですから大臣の先ほどの御意見、決議の趣旨を尊重して、この事業団をやつて、それに乗つているわけですから、目的のことについては、与党の人たちもみんな聞いて、ここで修正なら修正といふようなことでいい以外に——この点について、これ以上の議論はやつてもしようがないと思います。

そこで、資本金は五億円、先日お尋ねすると、財政融資十億で船出する

のだ、こうしたことであつたわけです

ね。ただいま大臣は、非常に金額が少ないと、いうことをおつしやつた。全く

これを、相当な効果を上げ得るのでは

ないか。たとえば筑豊地方に工業関係

の団地ができる、こういうものとあわせてこれが使われれば、おそらく役立

ならば、相當な効果を上げ得るのでは

ないか。ところが、この事業団を作るために、第一次査定から落とされたこれ

を復活して、そうして、こういう形に

うふうに考へるわけですが、予算是衆

議院の方は通過をして参議院にいって

出資といふものを、もつとこれはふや

して、工夫をして、その地方へ事業を興す

といふ、そういう一つの手づるにぜひともしたいものだ、かのように考へてお

ります。

○有田委員長 中村君、だいぶ時間が

たつておりますので……。

○中村(重)委員 時間がだいぶたちま

して、委員長からお聞きの通りやかま

しく言われておるので、御質問申し上げたいと思います。

十九条の業務の範囲についてちょっと

お尋ねをしておきたいと思うのです

が、それらの点についてどういう気が

ます。それで財政的な問題とあわせて対処し

ていこうとするのか、それらの点につ

いてお聞かせを願いたいと思います。

○佐藤國務大臣 セっかく作りました

が、資金的に非常に貧弱だというお

かりごもつともござります。私ども

は、十二分に承知いたしております。

しかし工業用水の問題は、御承知のよ

うに非常にむずかしい問題でございま

す。非常に広範なものが考えられます。その中の一部を、事業団として今

思ひます。

○今井(博)政府委員 この前も御答弁

いたしましたように「これと関連を有する工作物を建設し」こうしたことでございまして、土地を造成し、これと関

連を有する工作物ということになります

と、もちろん水の問題も、非常に広く解釈すれば入るといふ解釈もあるか

もしれませんが、これは法制局でこの

解釈を統一いたしましたときには、そ

こまでは考へておりませんで、たとえ

ば、御指摘のダムをここで作るといふ

問題は、この中には実は入らない、こ

ういう解釈になつております。

○中村(重)委員 それは、解釈の問題

ということじゃないんですよ。工業用

水をどう考へておられるのか、といふのです

よ。これは決議の中にも大きく取り上げている問題です。少なくとも鉱工業

の振興をはかつていくということにな

ると、水とは切り離せない問題なん

です。そういう法制局との、この法案を

作つたときの解釈の問題といふ消極的

なことであつてはなりません。まずあ

なたの方では、その問題をどういふ

うに考へておられるのか、どう解釈しよう

が、それが将来ともくぎづけになるものと

思ひませんが、今回一応始めるのに

だけあるだらうと思ひます。もちろん

まだ全部調査の段階でございまし

ます。参つた場合には、この事業団でそれを

やるかやらぬかといふ議論は当然に出

てくると思いますが、現在は工業用水

はまだ全部調査の段階でございまし

ます。われわれとしましては、事業

団の出発にあたりましては、一応土地

の造成に関連する工作物に限定いたし

まして、水の問題につきましては、こ

れは非常に複雑な広範な問題がござい

ますので、いすれ各方面ともいろいろ

相談いたしまして、話を十分固めてか

ら、事業団でやるならやるといふよう

に実は持つていただきたい、その方が結果

がいいと私は考へております。

○中村(重)委員 工業用水の問題等

も、各省にまたがるものいろいろ

やつて一本の法律にまとめてきた、そ

れほど強力にやつていかなければなら

ぬ、こうしたことであると私は思ひ

産炭地振興の問題等も、私どもは積極

的な意欲を持つて取り組んでもらひう

でなければならぬと思う。そういう面

から工業用水といふ問題をこの事業団

の業務からはずすことについては、慎

重に検討していかなければならぬ問題であると思います。それらの問題と、また退職資金の問題等いろいろ質疑をしなければなりませんが、一応次に質問を留保して、終わります。

○有田委員長 次回は明後十五日午前十時から理事会、十時半から委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後六時六分散会